

平成29年第4回防府市議会定例会会議録（その5）

○平成29年12月8日（金曜日）

○議事日程

平成29年12月8日（金曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（24名）

1 番	曾 我 好 則 君	2 番	石 田 卓 成 君
3 番	牛 見 航 君	4 番	藤 村 こ ず え 君
5 番	宇 多 村 史 朗 君	6 番	和 田 敏 明 君
7 番	田 中 健 次 君	8 番	清 水 浩 司 君
9 番	田 中 敏 靖 君	10 番	山 本 久 江 君
11 番	山 田 耕 治 君	12 番	久 保 潤 爾 君
13 番	河 村 孝 君	14 番	橋 本 龍 太 郎 君
16 番	上 田 和 夫 君	17 番	行 重 延 昭 君
18 番	河 杉 憲 二 君	19 番	安 村 政 治 君
20 番	高 砂 朋 子 君	21 番	山 根 祐 二 君
22 番	三 原 昭 治 君	23 番	清 水 力 志 君
24 番	今 津 誠 一 君	25 番	松 村 学 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市 長 松 浦 正 人 君 副 市 長 村 田 太 君

教 育 長 杉 山 一 茂 君 代 表 監 査 委 員 中 村 恭 亮 君
総 務 部 長 末 吉 正 幸 君 総 務 課 長 松 村 訓 規 君
総 合 政 策 部 長 熊 野 博 之 君 生 活 環 境 部 長 岸 本 敏 夫 君
生 活 環 境 部 理 事 大 田 稔 君 健 康 福 祉 部 長 林 慎 一 君
産 業 振 興 部 長 神 田 博 昭 君 土 木 都 市 建 設 部 長 友 廣 和 幸 君
入 札 検 査 室 長 内 田 和 男 君 会 計 管 理 者 山 内 博 則 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 谷 純 一 君 監 査 委 員 事 務 局 長 平 井 信 也 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 賀 谷 一 郎 君 消 防 長 田 中 洋 君
教 育 部 長 原 田 みゆき 君 上 下 水 道 局 長 河 内 政 昭 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 岩 田 康 裕 君 議 会 事 務 局 次 長 栗 原 努 君

午前10時 開議

○議長（松村 学君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（松村 学君） 本日の会議録署名議員を申し上げます。19番、安村議員、20番、高砂議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（松村 学君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いたします。

これより質問に入ります。最初は、2番、石田議員。

〔2番 石田 卓成君 登壇〕

○2番（石田 卓成君） 皆様、おはようございます。会派「自由民主党」の石田でございます。通告に従い、大きく3点ほど質問させていただきますが、今回は3点目に松浦市長が関係した森友学園の問題や有名私立中学校に対し、脅迫はがきとも受けとられかねない内容のはがきを送付されたことに関する一連の質問をさせていただきます。

防府市議会会議規則の第59条によれば、議員は市の一般事務について、議長の許可を得て、質問することができることされており、これら一連の問題は一般事務には一見関係がないようにも思われますが、市長の資質が一般事務にも大きく影響すること、また、市長

みずから、聞きたければ、一般質問で聞くように重ねて言われておりますので、この場で質問させていただきます。

それでは、本題に移らせていただきます。

まず、職員からの意見、提言について、2つほどお伺いいたします。

まず、最初に、過去5年間に消防職員委員会に出された意見の件数と内容、結果について、主要なものを項目ごとに教えてください。

御存じのとおり、消防職員委員会とは、消防職員からの意見を幅広く求めることにより、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務に職員の意見を反映しやすくすることにより、職員の士気を高め、もって、消防事務の円滑な運営に資することを目的にして、消防組織法第17条に基づき、平成8年に制度が施行されたものでございまして、この制度ができたことにより、職員からの意見が出やすくなったものと個人的には感じているところでございます。

そして、2つ目に、昨年12月議会で、市役所全体に意見や提言のしにくい萎縮した雰囲気があると指摘させていただきましたが、その後、松浦市長は、職員さん向けの年頭の御挨拶の中で、市民のために何ができるか、それぞれの持ち場で、お互いに提言し合おうと呼びかけてくださったと聞き、うれしく思った次第でございます。

そこで伺いますが、その後、どのような意見や提言が職員提案制度とは別に組織全体でどれぐらい出されましたでしょうか。また、その中で、もしも、改善されたものがあれば、部ごとに具体的に教えていただきたいと思っております。

それでは、よろしくお願ひいたします。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員の質問に対する答弁を求めます。消防長。

○消防長（田中 洋君） 御質問にお答えいたします。

消防職員委員会は、消防事務の円滑な運営に資することを目的に、消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利に関する事項、消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関する事項及び消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関する事項について、消防職員から提出された意見を審議し、その結果を消防長に提言する制度でございます。消防組織法第17条に定める消防組織委員会は、消防長が指名する委員長及び委員で組織することになります。当市消防本部では、消防本部次長を委員長とし、課長補佐から主事まで、幅広い職員の中から委員8名を任命しておりまして、平成8年から現在まで、消防職員から提出された136件の意見について審議をしております。

議員御質問の過去5年間に消防職員委員会に出された意見の件数と内容、その審議結果でございますが、勤務条件及び厚生福利に関する事項が7件、被服及び装備品に関する事

項が1件、施設に関する事項が3件の計11件となっております。

審議結果につきましては、11件のうち、実施が適当としたものが3件、実施困難としたものが3件、諸課題の検討が必要としたものが2件、現行どおりとしたものが3件となっております。

また、勤務条件及び厚生福利に関する事項の主要なものとしたしましては、3部制の実施についての意見がございます。現在、本市消防本部では、職員を2部に分け、当番、非番の順で隔日に勤務させる2部制を採用しております。3部制とは、職員を3部に分けまして、1サイクルを日勤、当番、非番の順で勤務させる体制を言います。審議した結果、実施困難として、消防長に提言し、消防長も実施困難と判断しております。

また、次に、被服及び装備品に関する事項の主要なものとしたしましては、熱中症対策のため、防火衣の下に着用する体温調整用ベスト等の配備についての意見がございます。審議した結果、実施が適当として、消防長に提言し、消防長も実施が適当と判断しております。

最後に、施設に関する事項の主要なものとしたしましては、インターネット環境の整備についての意見がございます。審議した結果、実施が適当として、消防長に提言し、消防長も実施が適当と判断しております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） それでは、2点目の職員の職場風土と申しますか、その意見、提言等についてということで、私のほうからお答えさせていただきます。

これは全庁にまたがる組織風土に係るお尋ねでございますので、総務部から一括してお答えいたします。

職場内における事務改善などにつきましては、これまでも毎日の朝礼や業務の中で行っている日常的なミーティングなどの場で、役職にかかわらず意見交換をし、実施してきたところでございますが、ここ最近の事例について、その代表的なものを少し紹介させていただきます。

まず、総務部職員課におきましては、勤務時間を繰り上げる、いわゆる「ゆう活」という活動がありますが、これを本市においても実施しようという提案がございまして、本年7月と8月の2カ月間、実施をいたしております。

それから、総合政策部文化・スポーツ課におきましては、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、防府市がホストタウンとなりますセルビア共和国のバレーボールチームを応援するブース、これを本年8月から市役所4号館の1階ロビー

に設置をいたしております。

また、健康福祉部子育て支援課におきましては、市民の皆様方により広く情報を周知するため、窓口の向かい側の廊下の壁に、子育てインフォメーションとして、子育てに関するさまざまな情報を掲示しており、教育委員会教育部学校教育課におきましては、教育委員会が主催する研修会を精査しまして、内容が重複しているものなどを整理統合をいたしました。

以上、申しあげました事柄は、全て各職場の中で出された若手職員、中堅職員の意見をそれぞれ採用して実施したほんの一例でございます。ですから、議員がおっしゃるような、職場内で意見や提言が出しにくい萎縮した雰囲気はないと、私ども考えておりますので、以上答弁申しあげました。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君） ありがとうございます。それでは、再質問に移らせていただきます。

まず、1点目の消防職員委員会についてですけど、最近、若い職員さんも多く入所され、過去にどのような意見が出され、どのような回答がそれに対してなされ、その後どうなったのかも御存じない職員さんが多くいらっしゃると思います。過去に出された意見と回答を1冊のつづりにして、出張所を含む各職場に配っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。御回答お願いいたします。

○議長（松村 学君） 消防長。

○消防長（田中 洋君） 御質問にお答えいたします。

過去の消防職員委員会で、審議された内容及び消防長の措置については、その都度、職員へ通知文を発出しておりますので、過去の通知文を職員が閲覧できるようにしたいと考えております。

以上、御答弁を申しあげました。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君） ありがとうございます。早速対応していただけるみたいでうれしく思います。

次に、ことし、消防職員委員会に出されたと思いますが、週休変更についての意見について述べさせていただきます。

最近、自治会等の組織では、人材不足によって、各種行事がうまく運営できず困っておられる地域も多くございます。基本的に自治会等の行事は週末や祝祭日に行われることが多く、職員さんの協力を求めなければ、行事の運営が成り立たないケースも多々見受けら

れます。ことし、委員会に出された週休変更についての意見を受け、職員さんと話し合いを重ねられた結果、週休表を作成するときまでに行事の日程がわかっている場合には、事前に週休を割り当てることができるように改善して下さったと伺っております。ただ、週休表が作成されるのは最大で2カ月半程度前のことであり、その時点ではスケジュールが決まっていない行事も多くあると思われます。そこで、地域行事等で人員不足が発生しており、職員さんの協力が不可欠なケースなど、特別な事情がある場合には、地域貢献のためにも寸前での週休変更を認めるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。御回答をお願いいたします。

○議長（松村 学君） 消防長。

○消防長（田中 洋君） 御質問にお答えいたします。

議員も御存じのとおり、我々は市民の安心・安全のための組織でございます。消防はチームで活動するための必要な人員確保、これはしなければなりません。ということで、こういう組織が確保できるということであれば、有給休暇等で処理していただければと思っております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君） 私も現役のときから、なかなか有給休暇、消化率も、人員の都合もあって難しいと思います。交代で、対応可能なときには、休暇、毎日誰かが入れるというような状況じゃないんですよね。なので、交代で、地域のために貢献できるのであれば、そこは配慮していただきたいとお願いを申し上げます。

これは消防だけでなく、市の職員さん全体についても言えることでございますが、日ごろからの地域とのコミュニケーションづくりは、職員さんが各種業務を遂行していく上で、とても大切なことだと感じております。先ほども申しましたが、どこの地域も人材不足で、定年退職前や職場を退職された後は、すぐに自治会長などの要職を頼まれることも多くあると思いますが、日ごろからのよい関係が構築できておれば、無理なく引き受けていただきやすくなると思います。こうなれば、地域住民にとっても頼りがいのある職員さんということで、市役所業務全体のイメージアップにもつながると考えますので、ぜひ、市長、副市長をはじめ、幹部職員さんには職員さんができるだけ地域行事等に参加しやすくなるような配慮をお願いいたします。

次に、ちょっと副市長さんにお問い合わせ、お聞きしたいんですけど、職場で萎縮した雰囲気はないというふうに先ほど総務部長さんもおっしゃいましたけど、本年4月に副市長に就任されて以降、職場内でそういう雰囲気があるなど感じられたことなどはありますでしょ

うか。また、どうすれば、職員さんたちから、もっともっと意見や提言がどんどん出され、モチベーションが上がる雰囲気をつくれるとお考えでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（松村 学君） 副市長。

○副市長（村田 太君） お答えします。

4月から新しい分野の市役所の仕事ということもございまして、たくさん決裁回ってくるんですけど、ちょっと皆さんには申しわけないかもしれないが、一応持ち回りで来て、直接コミュニケーションしながら、教えてもらいながら、若手職員も入ってきて、それをずっとやっております。最近大分わかってきたんですけど、そういうこともありまして、そういう部分については、私も人間関係つくれますし、職員についても、一つの研修の場とか、そういうことにはなると思いますので、そういうことを心がけています。県からこちらに参りまして、建物の雰囲気もあるかもしれませんが、風通しは逆にいいんじゃないかなというふうに実感しているところでございます。

以上です。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君） ありがとうございます。どういったら、意見がもっともっと出てくるような雰囲気をつくれるかということには言及していただけませんでしたでしたが、これは私が山口市に勤務させていただいたときのことでございますけど、お隣の市長さんはよく職員さんを褒めておられました。毎週行われる幹部会議では、例えば、地域の住民から、市の職員が地域行事でよく頑張ってくれている声が届いたけど、とてもうれしかったので、もっともっと地域の皆さんに喜んでもらってくださいとか、そういうことを定期的に、やっぱり幹部会議で言われて、それが末端職員まで行き渡るような工夫をされておりました。やっぱり、職員さんを褒めて、頑張る気を出してもらおうということは、とても大事なことだと思いますので、残りの半年間、ぜひ、職員さんを褒めることによりモチベーションを高め、やる気を引き出していただけようお願い申し上げ、この項の質問を終わらせていただきます。

それでは、次に、大きい項目の2点目、台湾嘉義市との国際交流及び防府市所有の絵画「東台湾臨海道路」の返還について質問させていただきます。

まず、1点目でございますが、先日、県議1名と市議5名で台湾の嘉義市や総統府を友好訪問させていただき、防府市所有の絵画「東台湾臨海道路」を描いた陳澄波が台湾でいかに英雄視されているのかや、江泊出身の元台湾総督、三哲文庫の生みの親である上山満之進翁の台湾での数々の功績を学ばせていただきました。勉強会には涂醒哲嘉義市長もお

越しくださり、現在、世界遺産への登録を目指している阿里山に満之進翁が植樹をされたことで、現在もすばらしい森が保たれていることや、原住民族への思い、嘉義市が画家の都と呼ばれる基礎をつくられたこと、台湾大学の創設についてなどなど、多くの知らなかったことを学ばせていただきました。

2日目に訪れた総統府では、2部屋を使って、陳澄波の特別展覧会が開催されており、台湾の方々の陳澄波の絵画に対する熱い気持ちを知ることができました。また、帰国後の市民からの反響に議員一同大変驚き、このままではいけないという思いを新たにしたところでございます。

本市では、来年度、上山満之進翁の没後80周年に合わせて、この絵画の展示をする予定ですが、以前から訴えさせていただいているように、終了後は絵画を防府市内で永久展示すべきであると考えております。寄託契約の解除と絵画の防府市への返還については、先日開催された上山満之進に学ぶ会と市議会の教育民生委員会との議会懇談会でも強く要望されたところでございます。寄託契約に至った経緯を調べると、残念ながら議会に対し虚偽の説明がなされた疑いが限りなく強いのですが、もはや、福岡市と契約を締結してしまった以上、教育委員会の事務方が主導して、寄託解除への道筋をつけることには余り期待が持てませんので、あとは政治的に解決するしか方法がないのではないかと考えておりますが、市長から後継指名された村田副市長は、この問題について、どのように解決するのがよいと考えておられるのかを教えてください。

次に、2つ目でございますが、以前より訴えさせていただいている絵画をきっかけにした台湾嘉義市との自治体同士の国際交流については、今まで、松浦市長からは、嘉義市にも友人がいるが、個人的な考えに立脚して、都市同士の友好を論ずるべきではないという消極的な回答しか得られておりませんでした。私は個人的なことなど言っておらず、絵画が見つかったのを契機に嘉義市との都市間交流を深めましょうと言ったはずなのですが、松浦市長は、台湾に関係する方々とのイベントの席で、常日ごろから台湾との自治体同士の交流をどんどん進めましょうというような趣旨のことを言われているのを東京にお住まいの台湾関係の方からも耳にしておりましたので、とても残念に思った次第でございます。

現在、日本で唯一、台湾の嘉義市と友好交流協定を結ばれている広島県の尾道市は、サイクリングをきっかけに嘉義市との交流を結ばれたとのことでございます。執行部の皆様は少しでも前向きになってくれればとの思いで、このたび、議員団が先行して、政務活動費は使えませんので、自腹で友好訪問させていただいたわけですが、後継指名をされた村田副市長は嘉義市との自治体同士の国際交流を深めるつもりはございませんでしょうか。御所見を伺います。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。副市長。

〔副市長 村田 太君 登壇〕

○副市長（村田 太君） 御指名いただきましたので、私から執行部として、これまでの経緯も含め、御答弁を申し上げます。

まず1点目の絵画の防府市での展示についてでございます。石田議員御案内のように、市では平成30年が三哲文庫の創設者である上山満之進翁の没後80年に当たりますことから、来年5月に約1カ月間、上山翁の生涯とその功績を紹介する展示会を企画し、その中で、上山翁の資料とともに、陳澄波の作品でございます「東台湾臨海道路」の展示も予定しておりますので、まずは多くの市民の皆様にごらんいただきたいと思っております。

本絵画は、上山満之進翁の遺品であり、昭和16年の三哲文庫開館時に御遺族から市に寄贈されたものでございますが、本市において、本絵画を安全かつ有意義に保管・展示する適切な場所がないと判断をし、平成27年12月以降、福岡市立福岡アジア美術館に寄託しております。また、昨年度には、市が専門の業者により、約半年にわたる修復を行っております。現在、福岡アジア美術館のアジアギャラリーで展示されているところですが、そこでは、絵画制作の背景及び上山満之進翁についての解説も添えられております。

市といたしましては、本市が所有する本絵画及び上山満之進翁ゆかりの品々は、市民の大切な財産として後世に伝え残し、防府市の偉大な先人であり、また、恩人でもございます上山満之進翁を顕彰していかなければならないと考えておまして、議員御質問の絵画については、課題となっている本市における適切な保管・展示場所の確保に向け、鋭意検討してまいります。

次に、2点目の台湾嘉義市との交流についてでございます。

まず、石田議員は、松浦市長が台湾との交流に消極的であると評されておりましたが、市長から、私はこれまで毎年のように台湾を訪問し、民間レベルでの交流には積極的な姿勢で臨んでいたこと、そして、行政が交流に携わるには、どのような方法で、また、どのような分野であれば、有益な協力ができるかを留意し続けていたと、そのように伺っております。私も、台湾嘉義市には、これまでもたくさんの方々方が訪問されており、民間の皆様による交流が盛んに行われていることは、先般、議員の方々方が御訪問をされたことも含めて大変意義のあることと考えております。

多くの皆様がこれまで培ってこられた交流を大切に、これを生かして、両市の活性化につなげていくことは重要な視点であるとも考えております。特に国や県においても、台湾等の成長著しい東アジアやASEANの活力を積極的に呼び込んでいるところでもございますので、今後は皆様方の御意見や御提言もお聞かせいただきながら、防府市にふさわ

しい、台湾嘉義市とのこれまでの交流の成果も生かす活性化方策について考えてまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君） ありがとうございます。かなり交流については、前向きな御意見で、あと、絵画のこっちへの返還については、保管や展示場所がないからということでございましたけど、保管や展示場所が確保できれば、契約を解除してもらえて、向こうは、福岡市側は、お返ししても何ら問題ないですよということはおっしゃられているわけですよ。そういう場所が確保できれば、解除していただけるということによろしいでしょうか。

○議長（松村 学君） 副市長。

○副市長（村田 太君） 今御指摘のように、一応10年間とはなっておりますが、その間に協議で、それは変更できるようになっている協定だと思いますので、確保が課題なんで、確保ができるという見通しを早目に立てて、取り組んでいきたいと思っております。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君） ありがとうございます。絵画の保存方法や保管場所については、以前も申させていただきましたように、脱酸素密閉法というのがございまして、これであれば、比較的安く保存できるはずでございます。ただ、専門家の方々の中には、さまざまな御意見もあろうかと思っておりますので、その方法について、専門家のいない組織内部だけでお話される、検討されるのではなく、文化財審議会の方々や県内の専門家の先生方にもお声かけさせていただいて、集まっていただいて、会議でも開いて検討していただければ、一番よい方法がすぐ見つかるはずでございますが、どのように思われていますでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（松村 学君） 副市長。

○副市長（村田 太君） どういう会議を開くかとか、形は別にして、そういう方々の意見もしっかり聞かせていただきながら、適切な方法を見出していきたいと思っております。

以上です。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君） ありがとうございます。これまでも市内にもさまざまな専門家の先生もいらっしゃいますし、例えば、県立美術館にも先生がいらっしゃって、上山満之進に学ぶ会の方々はその県美の先生にいつもいろんなことを御相談されているわけです。

何も遠くの福岡のアジア美術館まで聞かなくても、近くにたくさんすばらしい先生いらっしゃいますので、ぜひ、よろしくお願いいたします。

また、来年開催予定の満之進翁没後80周年の内容については、先日、他の議員さんからも御指摘があったように、内部だけで検討するのではなく、せっかく有志の皆様が上山満之進に学ぶ会でさまざまな取り組みをしていらっしゃいますので、そういった会の会議にも職員さん顔をのぞけていただいて、一緒になって、連携して行ってほしいと思いますが、その辺については、声を取り入れるつもりはございますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（松村 学君） 副市長。

○副市長（村田 太君） これも、また、どういう形になるかは別ですけど、そういういろんな知恵を集めてやるために、この12月議会にも予算措置をして、準備をスタートさせていただいておりますので、担当部局ともよく連携しながら、いい展示会となるように取り組んでいきたいと思っております。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君） ありがとうございます。大分、そういう日ごろからの意思疎通がとても大事だと思うんです。ぜひ、よろしくお願い申し上げ、3点目の大きい項目に移らせていただきます。

最後に、大きい項目の3点目、今限りで引退を表明された松浦市長の政治姿勢について伺います。

まず1点目に、森友学園の寄附金を募ってしまったことについて、日刊ゲンダイの報道では、大阪市内の会社経営者の話として、「松浦市長は小学校の寄附金もえらい熱心を集めてはりましたよ」との証言もあったり、産経新聞の記事にも、市長自身が寄附をしたのは平成26年12月ごろで、数人にも寄附を依頼したとありますが、籠池被告の教育方針に感銘して寄附金を一所懸命集められたことに道義的な責任を感じておられますでしょうか。

次に、2つ目に、松浦市長が有名私立中学校に対して、脅迫はがきとも受けとられかねないはがきを防府市長名で送付されたことについて、私自身も後世に正しい歴史を伝えることには賛成なのですが、防府市長名で市外の学校にはがきを送るという軽率な行為については、市民からも、とんでもない行為だとの声をたくさんいただいているところでございます。このはがきは、どなたから、はがきの送付を依頼されたのでしょうかについて、お答えください。

次に3つ目ですが、市長は「WiLL」というこの雑誌ですね、この雑誌、これです。

この雑誌の中で、「私が一番申し上げたいのは、国のためを思い、亡くなったたくさんの方の先人の名誉の尊重とこれから生きていく幼い子どもたちに自分の国に誇りを持って生きて行ってほしい」と言われており、私も全く同意見でございます。しかし、後半の部分では、はがきを送ったことについて、日本を弱体化させ、破壊しようという動きの一環なので、反日極左という文言を是として、はがきに賛同されたとおっしゃられておりますが、市長の言われる反日極左とはどのような方を指すのかを具体的に教えてください。

そして、4点目、最後ですが、森友学園の寄附を募ってしまったり、防府市長名で脅迫はがきとも受けとられかねないはがきを送付してしまったことの過ちを素直に認め、一日も早く相手方に対して謝罪をされるべきだと思いますが、既に謝罪は済ませていただけましたでしょうか。

それでは、以上4点について、よろしくお願いたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

私の次回の選挙に出馬しないという表明及び政治姿勢についてのお尋ねでございましたが、私は去る11月24日の定例記者会見におきまして、来年5月末に予定されています防府市長選挙に出馬しない旨の発表をしたところでございます。

振り返ってみますと、25歳の9月に防府に帰ってまいりまして、以来、ちょうど50年ふるさとにありまして、政治活動としては、38年の間、懸命に働かさせていただいてまいりました。また、平成10年6月21日に市長に就任いたしましてからは、日々、一日一日が任期という心で、初心を忘れず、今日まで19年半にわたり、市民の皆様のお支えによって、務めさせていただいてまいりました。今、心から感謝の思いでいっぱいでございます。

さて、お尋ねの森友学園に対する寄附金についてでございましたが、このことにつきましては、折々の記者との懇談、あるいは、定例記者会見でもお答えをいたしているところでございますが、寄附をした当時は、籠池氏の幼児教育への情熱に感銘を受けたことから、わずかでございますが、寄附を行ったものでございます。また、友人2名の方に賛同の呼びかけを行ったことは記憶しておりますが、私自身が寄附金を集めたという意識は全くございません。

2点目のはがきの送付を誰から依頼されたかという御質問でございましたが、これらにつきましても、記者会見等でお答えをいたしておりますが、私のもとには、毎日いろいろな方や団体から幅広い事案について、要請文や書類が届いてまいります。それらのうち、

自分なりに大切だと判断したものについて、回答するなどの対応をとっておるところでございます。日々大量の書類を処理している状況でもありまして、また、この件に関しましては、二、三年前の出来事でございますので、当該はがきは何枚送られてきたのか、送り主が個人名だったのか、団体名だったのかさえも記憶にないところでございます。

3点目につきまして、反日極左という言葉は特定の人物や団体を指しているものではなくて、今回依頼を受けましたはがきの文脈上、その文言が使われていることを是として賛同したものでございます。

4点目の森友学園に寄附をされた方々や、お願いのはがきを送付した相手方への対応についてのお尋ねでございましたが、私が謝罪する、あるいは、賛辞を送るといった話ではないと考えております。

また、はがきの送付に関しましては、私は依頼されたはがきの文面をお願い文であると認識し、その内容に賛同し、お送りしたものでございまして、抗議という思いはみじんもございません。ただ、先様がそれを抗議と受けとめられているとするならば、それは私の真意を理解されていないのではないかなど、こんなふうに思っているところでございます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君） 御答弁ありがとうございます。

じゃあ、まず1点目の森友学園の問題から再質問させていただきます。

松浦市長が先ほどもおっしゃいましたとおり、幼児教育への情熱に感銘を受け、大阪の府議を紹介された件について、市長は紹介した当時、籠池氏との面識はなかったとマスコミに答えておられますが、本当に面識がなかったのでしょうか。もしも、私であれば、面識のない人を知人に紹介したりはしないのですが、当時、本当に籠池氏と面識がなかったかどうかについて教えてください。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 面識はございませんでした。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君） ありがとうございます。ことし、3月4日の新聞記事によると、大阪府議の話として、平成26年12月18日に大阪府の私立学校審議会が小学校認可を保留した直後に、松浦市長の紹介で籠池氏夫妻と豊中市内で面会し、認可が出るか出ないかのところなのでいろいろ協力してほしいと依頼され、その直後の私学審議会の臨時会合で認可適当と答申されたとのことでございますが、府議を紹介した件について、市長は、誰から何をどのようにお願いされ、その後、府議に何と頼まれたのでしょうか。一旦、認

可は保留との決定が私学審議会でなされた直後に、松浦市長が大阪府議を紹介し、その1カ月後の1月27日に、通常では考えられないのですが、臨時で審議会が開催され、条件つきで認可相当との答申がなされたとのことでございますので、普通に考えると、府議から大阪府の私学審議会に対して何らかの働きかけをしていただくように、もしくは、審議会に影響を与えられる人物に府議から頼んでいただくように、松浦市長が府議に依頼されたのではないかと思うのが自然の流れだと思うのですが、私の言うとおりで間違いはございませんでしょうか。お願いします。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） まず、結論から申し上げますと、全く違っております。私は、豊中に在住の友人が3名おりまして、その3名の方々にすばらしい幼児教育をやっておられる方が豊中におられるので、ぜひ、力になっていただきたいと、こういう要請を11月ごろにしたような気がいたしております。その中のお一人が今御指摘の府議であります。ただ、この府議は現職の政治家でございますから、寄附とかいうようなことは、これは絶対できないわけでありまして、他のお二方は経済人でございますので、何がしかの御寄附をしてくださったと思っておりますが、府議へは力になっていただきたいということは申し上げましたが、具体的にそういう私学審議会がどうであるとか、こうであるとか、いつ開催だとか、そのようなことを全く私は要請を受けておりませんし、私の一方的な思いで、幼児教育、すばらしい幼児教育をおやりになっているので力になっていただきたいと、こういうことを申し上げ、このお三方にかくかくしかじか力になってほしいということをお三方に伝えておりますよということを電話でお話を籠池先生のほうにさせていただいたわけでございます。

したがって、籠池先生はそういうことで、松浦から紹介を受けたということでお立ち寄りになったのであろうと。何月何日とおっしゃいましたけど、私は、その辺のところは全く把握できておりませんので、冒頭申し上げましたように、議員がおっしゃられたことは全く当たっていないと、こういうことに相なるわけでありまして。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君） タイミングがね、ちょうど、それに、報道とかの記事を見ていくとタイミングがちょうどそれにぴったり合っているような気がして質問させていただいたんですけど、誰からの要請もなく、市長がみずから進んで、府議等、豊中市内の方に協力要請をされたということでお間違いございませんか。うんうんとうなずいておられますけど、そのとおりになんだろうと思っておりますけど——なかなか、ただ、結果的に、最終的に詐欺罪で籠池被告、起訴をされたわけでございますけど、市長は先ほど道義的な責任を感じ

ておられますかと、その行為を起こしてしまったことに、お願いとかしてしまったことに、それ、私は質問したんですけど、そのことについての言及がございませんでしたが、その辺はいかがでしょうか。お願いいたします。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私は自身の政治信条、生活信条というものに忠実に要請をしたわけでありまして、道義的責任を云々するレベルの話ではないと、このように思っております。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君） 結果的にそういうことになってしまったら、その当時はよかったと思っても、結果的にこういうことになってしまったら、道義的な責任、感じてもらわないとおかしいと思うんですよね。いずれにせよ、日本のために役立つ人間になりたいと心底思って行動できる人間を育てることが我々の教育のミッションと「致知」で語られていた籠池氏が実際に行動した結果、詐欺罪で起訴されるに至ったことは、やはり、周りで籠池氏をサポートしてしまった市長のような方々の道義的責任も免れないと考えます。この「致知」で紹介されている教育勅語の「恭儉己レヲ持シ」という部分の解説には「間違った言動をとったときは、みずから反省して謙虚にやり直しましょう」と記載されております。素直にみずからの行動の過ちを認め、市長の要請に応じて、森友学園の小学校設立のための寄附に応じてくださった方々に対し、申しわけなかったと謝っていただきたいと思うわけでございますが、いかがでしょうか。お願いいたします。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 御意見として承っておきます。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君） 言っても、なかなか難しいのかもしれませんが、はがきの件で、じゃあ、再質問させていただきます。

ことし9月26日の新聞記事では、松浦市長のコメントとして、この教科書について、反日極左と感じ、偏った内容を子どもたちに教えるのは問題だということで、数人の知人にはがきを出すように要請したとあります。また、抗議と受けとめられたなら、ごめんなさいねと言うしかないとお答えになってらっしゃいますが、これでは謝ったことにはなりません。相手方に直接謝罪をする必要がございます。松浦市長は、雑誌「WiLL」でも、抗議のはがきではなく、要請文、お願い文を送付したつもりと弁明されておりますが、本人はお願いのつもりでも、受け取った相手方が恐怖心を感じておられるのであれば、脅迫だと言われても仕方がありません。実際に毎日新聞の8月8日の記事には「脅迫のようで

怖かった」と語る教諭もいらっしやったり、週刊朝日でも「恐ろしさと悲しさを感じた」とのコメントが掲載されておりますので、やはり、素直に謝っていただくのが人としての道だと思います。市長名ではがきを送ってしまった学校に対し、市民からも謝っていただくべきだとの声が多く届いておりますので、ここも素直に謝っていただきたいと願っておりますが、いかがでしょうか。お願いいたします。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 一部の学校の方がマスコミにそういうふうにお話しをされたということは、私もマスコミの取材を受けて知っているところでありますが、先ほども申し上げましたように、答弁の繰り返しになりますが、私の真意を理解されていないのではないかと、このように思っているところであります。また、言論の自由が保障されている我が国において、これを抗議と決めつけられるものはいかななものかとさえ、思っているところであります。御理解をいただいたらと思います。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君） きのうの三原議員の質問の右田公民館での出来事の時もそうでしたけど、もうちょっと素直になられたほうがいいと思いますけど、相手は怖かったと言われているんですよ、その人たち。自分の信念だからとか、それは市長の勝手でしょう。ちょっと私はいかななものかなと思いますよ。

続いて、反日極左という件について質問させていただきます。

例えば、この「WiLL」という雑誌の中で、ある方がSEALDsという学生さんたちのことを反日極左だとおっしゃられておりますが、市長はこの学生さんたちのことを同じように反日極左と思われておられますでしょうか。また、この学生さんたちのことを反日極左だと思われているとしたら、この議場にも反日極左の方はいらっしやるのかどうかを教えていただきたいと思います。先ほど特定の人を指すとは思ってないとのことでしたけど、いろんな市長としての思いもあると思いますので、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 先ほども答弁をいたしておりますが、この反日極左という言葉は特定の人物や団体を指しているものではなくて、今回依頼を受けましたはがきの文脈上、その文言が使われていることを是として、賛同したものでございます。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君） ありがとうございます。賛同されるだけじゃなくて、ほかの方にもはがきを送ったらどうかと、市長、要請されたりもしているんですよ。受け身じゃ

ないんですよ。おかしいなと思いますけど。この教科書についても、そのはがきの中で、反日極左と書いてあるのを是としたということなんですけど、この教科書についても、文科省が検定を実際通しておいて、慰安婦のことについては、現在の政府見解も記載されております。だから、反日極左とまで言われるのは明らかに理不尽なんじゃないかなと思っております。市長の見解では、反日極左とは——この本によると、書かれている記事によると、寄稿されているですね——反日極左とは、日本を弱体化させ、破壊しようという動きの一環とのことですが、普通に考えて、極右とか、極左とか言われるだけならまだしも、同じ日本人なのに反日と言われるのは本当心外なんじゃないかと思うんですけど、市長は市民の代表でもございますが、市長ともあろう人が反日という言葉を使われることで、排外主義、いわゆる最近増えてきているような、中国や韓国の人が嫌いだよと平然と言ったり、ヘイトでもしたりするようなネット右翼とか、そういったことが、そういったような皆さんと同じようなことを言われているという御認識はございますでしょうか。お願いいたします。反日という言葉で……。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 全く認識はございません。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君） 認識ないということで、ほっとしましたけど、同じような思いを持っていらっしゃるのかなと思って不安だったんですよ。

最後に、この教科書会社やはがきを受け取った学校から威力業務妨害だと言われても何ら不思議ではないと思うんです。学校現場、これだけ混乱して。今のうちに教科書会社にも素直に謝っていただきたいと願っておりますが、いかがでしょうか。お願いいたします。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） この件も先ほど答弁申し上げたとおりであります。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君） はい、もう、何か質問していて悲しくなってきましたけど、もうちょっと素直になっていただきたいですけどね。はがきの送付後、記憶にないと、事前に通告しておるんで、記憶にないじゃなくて、ちゃんと調べてもらわんと困るんですけど。この「WiLL」という雑誌の次に書いてらっしゃる方とかじゃないですか、お願いされたのは。御存じないですか、思い出していただけませんか。お願いいたします。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私は御指摘の方を全く存じ上げません。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君）　じゃあ、はがきが送られてきて、その文面に賛同したから、ほかの方にも声をかけられたと。ほかの方に送ってくださいとお願ひされたんですよね、市長は。どなたにお願ひされたんでしょうか。

○議長（松村 学君）　市長。

○市長（松浦 正人君）　明確に、正確に覚えておりませんが、数名の方にお願ひをいたしましたことは覚えております。

○議長（松村 学君）　2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君）　事前に通告しているんだから、本当調べてもらわないと困るんですけど、せっかく貴重なこの一般質問の時間を、本当だったら地域のこととか、もっとやりたいこと、たくさんあるんですよ。こんなことで時間を費やすの、自分も心外なんです。

今回の森友学園に関する一連の報道により、教育勅語自体が籠池氏とセットで誤ったイメージで報道されてしまい、私自身本当に悲しく感じました。今回は、松浦市長へ、反省と謝罪をするように促しましたが、幾ら言っても市長の耳には届かないようですので、最後に教育勅語を朗読させていただきながら、市長への反省を促したいと思います。

なお、「朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト」と言っても難しいと思われまますので、国民道德協会の訳文にて朗読させていただきます。

「私は、私達の祖先が、遠大な理想のもとに、道義国家の実現をめざして、日本の国をおはじめになったものと信じます。そして、国民は忠孝両全の道を全うして、全国民が心を合わせて努力した結果、今日に至るまで、見事な成果をあげて参りましたことは、もとより日本のすぐれた国柄の賜物といわねばなりません。私は教育の根本もまた、道義立国の達成にあると信じます。

国民の皆さんは、子は親に孝養を尽くし、兄弟、姉妹は互いに力を合わせて助け合い、夫婦は仲睦まじく助け合い、友人は胸襟を開いて信じ合い、そして自分の言動を慎み、全ての人々に愛の手を差し伸べ、学問を怠らず、職業に専念し、知識を養い、人格を磨き、さらに進んで、社会公共のために貢献し、また、法律や秩序を守ることは勿論のこと、非常事態の発生の場合は、真心を捧げて、国の平和と安全に奉仕しなければなりません。そして、これらのことは、善良な国民としての当然の務めであるばかりでなく、また、私達の祖先が、今日まで身をもって示し残された伝統的美風を、さらにいっそう明らかにすることでもあります。

このような国民の歩むべき道は、祖先の教訓として、私達子孫の守らなければならないところであると共に、この教えは、昔も今も変わらぬ正しい道であり、また日本ばか

りでなく、外国で行っても、間違いのない道でありますから、私もまた国民の皆さんと共に、祖父の教えを胸に抱いて、立派な日本人となるように、心から念願するものであります。」

以上でございます。

市長、少しは謝っていただく気になりましたでしょうか。お願いいたします。（「聞こえん」と呼ぶ者あり）はい、もういいですよ。

○議長（松村 学君） 答弁ありませんか。

○2番（石田 卓成君） はい、いいですよ。はい。隣で聞いておられた副市長、市長の一連の今の言動に対して、どのように思われますでしょうか、お願いいたします。

○議長（松村 学君） 副市長。

○副市長（村田 太君） 市長が自分の信条ということでお答えになっていらっしゃるのです、市長が説明責任を果たされるべき事案だろうというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君） それは、信念というのは大事なんですよ。大事、本当に大事だと思います。ただ、間違ったことをすれば、素直に謝る。これは本当に大切、もっと大切なことでございます。市長には何としてでも任期中に全ての迷惑をかけてしまった皆様への謝罪を済ませてから勇退してほしいと願っておりますので、お隣に座っていらっしゃいます村田副市長には、あと6カ月、最後の最後まで松浦市長を説得してくださいますよう強くお願いし、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松村 学君） 以上で、2番、石田議員の質問を終わります。

○議長（松村 学君） 次は、23番、清水力志議員。

〔23番 清水 力志君 登壇〕

○23番（清水 力志君） 「日本共産党」の清水力志です。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。執行部の皆様には、何とぞ誠意ある御回答をよろしくお願いいたします。

まず初めに、横断歩道など、交通安全施設の整備についてです。

ことしの2月のとある日曜日の夕方、市道本橋八河内線の太塚地区において、偶然居合わせた私の目の前で、小学生の男の子と軽自動車の接触事故が起きました。男の子は足の骨を折るけがを負いましたが、命に別状がなかったのは不幸中の幸いでした。こんなことは絶対にあってはならないと、私は事故のあった翌日から事故現場を検証し、自治会長や

地域の方からの意見や要望をお聞きして、市の道路課や防府警察署に何度も足を運びました。

地域の方からは、カーブミラーが小さいので、大きくすればいいのではないか、道路に障害物を置いて道幅を狭くして、車のスピードを落とすようにすればいいのではないか、いつかは事故が起これると思っていたんだ、新しい道路——天神前植松線のことですが——が途中で止まっているからこんなことになるんだ、新しい道路の延長はいつやるんだなど、多くの意見や要望が出ました。

この意見や要望の中には、地域でしっかりとした議論を必要とするものもあり、早急に対応ができるものをと道路課に御相談したところ、事故現場については、事故再発防止策として、十字路交差点を示す十字マークを新たに引き、そして消えかかっている一旦停止線を補修して引き直します。それぞれ管理部署は違いますが、道路に線を引くことには変わりはないので、同時に行いますという回答をいただきました。

そのことを、私は事故の第一目撃者でしたので、調書を取りに防府警察署に行きましたが、そのときにこのことを確認したところ、予算の都合上、8月ごろに行いますので御了承くださいとのことでした。

そして、ことしの夏ごろに、新しく十字マークが書かれたものの、消えかかっている一旦停止線は補修されませんでした。

このことを再度、防府警察署に問い合わせると、「申しわけございません。確認します」の一点張りの返事で、現在も一旦停止線は補修されておられません。

平成28年度防府市交通統計によりますと、昨年、防府市内において429件の交通事故が発生し、511人の負傷者、そして5人のとうとい命が奪われております。市内を車で走っていると、消えかかっている横断歩道や一旦停止線、区画線を多く見かけます。特に、横断歩道の白線は、ここが横断する場所ですと歩行者に知らせるだけでなく、車の運転手に対しても、注意を喚起する重要な役割を果たしております。それが、何カ月も何年も消えたまま、あるいは消えかかったままになっております。このような状態が多数見られ、市民からの声も多く寄せられております。

確かに、センターラインや外側線など、歩行者や車の安全を確保する役割を果たすものは道路管理者、横断歩道や一旦停止線など、歩行者や車に対して規制をする役割を果たすものは山口県公安委員会が維持管理をしているということは、私も承知をしております。

だからと言って、市の道路を維持管理する市としては、市民に交通事故を起こさせないためにも、消えかかった横断歩道や一旦停止線を放置するわけにはいかないと、私は考えます。

そこで、御質問をさせていただきます。

1点目は、横断歩道や一旦停止線を含めた区画線が消えかかっている道路が市内各地で見られますが、安全対策への定期的なチェックはどのようにされているのでしょうか。

2点目は、横断歩道や一旦停止線を含めた区画線の補修が必要な場所が多くありますが、今後はどのような対策を行うのでしょうか。市の考えをお伺いいたします。

以上2点、御回答をお願いいたします。

○議長（松村 学君） 23番、清水力志議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目の区画線の維持管理についてでございますが、たびたびこの議会でも、議員の方々から一般質問も受けているところでございますが、区画線には、外側線のような、車両にとっては通行の安全性や快適性を、歩行者にとっては安全な通行を確保する路側帯を示すなどの機能を有するもの以外に、横断歩道や停止線のように、歩行者が安全に道路を横断するために設置するものなど、さまざまなものがございます。

御質問の横断歩道や一旦停止を含めた区画線の定期的なチェックについてでございますが、道路課で行っております日常の道路パトロールや、職員の現場への行き帰り等でチェックを行っているもの以外に、市民の皆様から、消えかかっている区画線の場所を教えていただくこともございます。

次に、2点目の、横断歩道や一旦停止を含めた区画線の補修が必要な箇所についてのお尋ねでございましたが、横断歩道や一旦停止といった規制を伴う路面標示は、山口県公安委員会が設置し、維持管理するものになることから、消えかかっている箇所を市民の皆様からお知らせいただいたり、パトロール等で発見したときには、防府市より、防府警察署を經由いたしまして、山口県公安委員会に引き直しを依頼しているところでございます。しかしながら、対応が遅れているのが実情でございます。

このことから、市でセンターラインや外側線などの区画線を引き直す工事を発注した際に、工事範囲内に薄くなった横断歩道や停止線がある場合には、それらを含めて引き直しを行い、通行者の安全確保に努めているところでございます。

今後も、横断歩道や停止線が消えかかっているところがありましたら、引き続き山口県公安委員会へ引き直しを強く要望してまいりたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 23番、清水力志議員。

○23番（清水 力志君） それでは、再質問をさせていただきます。

防府市が、山口県公安委員会に横断歩道や一旦停止線などの補修を依頼したのは何件ございますでしょうか。お答えをお願いいたします。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

市から、公安委員会というか、直接はここ、防府警察署になるわけでございますが、依頼した件数です。昨年、平成28年度につきましては160件、それから今年度11月末までの件数でございますが59件、この件数を防府警察署のほうに依頼しております。

以上です。

○議長（松村 学君） 23番、清水力志議員。

○23番（清水 力志君） 先ほどお答えいただきました。横断歩道や一旦停止線などは、山口県公安委員会が維持管理をされているので、地道に要望を上げていくしか方法はないかもしれませんが、これは市民の命を守る大切なことです。市におかれましては、今後も粘り強く対応していただきますよう強く要望いたしまして、まずは1点目の質問を終わらせていただきます。

2つ目の質問は、児童生徒の問題行動についてです。

質問を始める前に、一言申し上げます。この質問において、暴力行為、いじめ、不登校についての質問をいたします。公表されました私の一般質問通告書をごらんになられた方から、不登校は問題行動ではないという御指摘を受けました。この場をおかりしましておわびを申し上げると同時に、質問事項を児童生徒の問題行動及び不登校についてと訂正をさせていただきます。

それでは、質問を始めます。

2017年10月27日付産経新聞の記事に、文部科学省が行った平成28年度の問題行動、不登校調査で、学校から報告のあった児童・生徒の自殺者数は244人に上り、そのうちいじめが理由で自殺したのは、中学生が8人、高校生が2人だったという記事を見ました。

また、山口県内でも、昨年7月に、当時高校2年生の男子生徒が駅のホームで自殺を図り、貨物列車にはねられ死亡いたしました。2017年11月11日付毎日新聞に、この男子生徒の自殺についての記事があり、県教委設置の第三者委員会は、自殺の原因の一部にいじめがあったことを認定したと書いてありました。若者がみずから命を絶つという痛ましい事件でした。

2017年10月26日、文部科学省は、平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を公表いたしました。それに伴い、山口県教育委員

会は、同じ日に、県内における平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の現状について（概要）」を公表しました。きょうは、この中で、児童・生徒の暴力行為、いじめ、不登校について、簡単に御紹介いたします。

まずは、暴力行為についてです。県内における昨年の100人当たりの暴力行為の発生件数は、小学校が0.2人、中学校は0.94人、高等学校は0.13人です。発生件数は昨年より減少し、全国数値よりも下回っております。

次は、いじめについてです。県内における昨年の100人当たりのいじめの認知件数は、小学校は2.76人、中学校は2.54人、高等学校は0.31人、特別支援学校は0.98人です。全国数値よりも下回ってはいるものの、件数は年々増加傾向にあります。

最後に、不登校についてです。県内における昨年の100人当たりの不登校児童・生徒数は、小学校は0.39人、中学校は2.6人、高等学校は0.41人です。こちらも、全国数値よりも下回ってはいるものの、件数は年々増加傾向にあります。

それでは、質問をさせていただきます。

まず、1点目は、平成28年度の防府市における児童・生徒の100人当たりの暴力行為の発生件数及びいじめの認知件数、そして不登校児童・生徒数とその推移をお聞かせください。

次に、2点目は、それぞれの行動について、学校側がどのように対応されているのでしょうか。

以上2点、御回答をお願いいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 御質問にお答えいたします。

平成28年度に文部科学省が実施いたしました、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によりますと、本市では、児童・生徒100人当たりの暴力行為の発生件数は、小学校で0.18件、中学校で0.93件となっております。27年度まで増加傾向にありましたが、平成28年度は大幅に減少しております。

次に、児童・生徒100人当たりのいじめの認知件数でございますが、小学校で4.20件、中学校で1.92件となっております。平成26年度より、児童・生徒間のささいなトラブルも、その背景にいじめが潜んでいるのではないかという視点で調査を行っているため、毎年増加する傾向となっております。

児童・生徒100人当たりの不登校児童・生徒数は、小学校で0.44人、中学校で3.82人となっております。小学校では、ほぼ横ばいですが、中学校では徐々に増

加してきております。

次に、学校の対応についてお答えいたします。学校では、週1回の生活アンケートや個別の教育相談、児童・生徒の自己肯定感や学級環境等を客観的に把握できる総合質問紙調査を実施し、児童・生徒の実態を把握するとともに、道德教育を中核とした心の教育を通して、問題の未然防止、早期発見、早期対応に努めております。

不登校児童・生徒に対しましては、防府市教育支援センターオアシス教室や、在宅生徒学習指導員、生活・安心相談員と連携を図り、学力保証、学校復帰のためのサポートを行っております。

また、喫緊の課題であるいじめ問題につきましては、全ての小・中学校で、いじめ防止基本方針を策定いたしておりまして、いじめはどの学校にも、どの児童・生徒にも起こり得るという危機意識を持ち、いじめは絶対に許されないという信念のもと、教職員や学校運営協議会委員等から構成されました、いじめ対策委員会を中心に、組織的に対応してきております。

また、いじめを認知した場合には、スクールカウンセラーなどの外部専門家と連携し、問題の解決を図ってきております。本市では、10名のスクールカウンセラーを配置しておりまして、全ての小・中学校への定期的な訪問や、気になる家庭への家庭訪問を行い、児童・生徒へのカウンセリングや、教職員及び保護者に対する助言、援助を行っております。

防府市教育委員会といたしましては、今後も学校、関係機関と連携いたしまして、問題行動、不登校の未然防止、早期発見、早期解決を誠心誠意取り組み、市内全ての子どもたちが安心して登校できる、信頼される学校づくりの推進に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 23番、清水力志議員。

○23番（清水 力志君） 先ほど、防府市におけるそれぞれの行動に関する件数を聞かせていただきました。全国や県内の件数よりも、若干ですけれども下回っている項目がやはり多いですけれども、やはり防府市も増加傾向にあるということがわかりました。

それでは、再質問をさせていただきます。

先ほどの2点目の質問の御回答の中に、スクールカウンセラーのことを言われておりました。それでは、防府市では、スクールカウンセラーを各地区に10名配置をされておることですが、防府市におけるその活動状況とその成果をお聞かせください。よろしく願いいたします。

○議長（松村 学君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） スクールカウンセラーを各地区、今10名配置しておりますが、学校だけでは対応が難しい事案、先ほどもちょっと申しましたが、スクールカウンセラーが、その高度の専門的な知識や経験を生かしまして、児童・生徒や保護者にカウンセリングを行うことで、事案の解決を図ってきております。

加えまして、日ごろから児童・生徒が、スクールカウンセラーに悩みごとを気軽に相談できるということは、いじめや不登校等の未然防止や早期解決につながるものと考えております。そうしたことが、実際に各学校で行われております。

○議長（松村 学君） 23番、清水力志議員。

○23番（清水 力志君） 先ほどの御回答の中に、スクールカウンセラーの配置人数は10名というふうにお聞きいたしました。

それでは、質問をさせていただきますが、この10名という人数は、現状に対して、果たして適正な人数でしょうか。お答えをお願いいたします。

○議長（松村 学君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 去年は9名、ことしは10名ということで対応しております。この10名を各中学校区に配置することによりまして、全ての学校のいわゆる相談に乗れるという、今、体制をとっています。そうしたところでは、今、実際には適正であるというふうに考えておりますが、ただ、懸念されるのは、各学校いわゆる学校規模によりましては違いますし、また相談ごとによっては、1人のお子さんが何件も——いわゆる長期的に相談するということが、その相談回数というのが極端に増えるということもありますので、その適正であるということをお断言するところまではいきませんが、一応全学校にということに対応させてもらっています。

以上です。

○議長（松村 学君） 23番、清水力志議員。

○23番（清水 力志君） 先ほど、配置人数は適正かどうかお聞きしましたが、さきの質問で、それぞれの問題行動及び不登校の発生件数を聞かせていただきました。でも、これはあくまでも表に出た数字でありまして、表に出ない潜在的な数字を含めると、かなりの数があるのではないかと考えられます。

執行部におかれましては、スクールカウンセラーの1人当たりの負担が大きくなるないように、現状をよく把握されまして、状況に合わせた適正な人員の配置をしていただきますよう、要望いたします。

では、次の質問をさせていただきます。

防府市では、問題行動の未然防止、または起こってしまったときの対応や情報交換など

のために、小・中学校間で連携を行っておりますが、これまでの成果はいかがでしょうか。また今後、どのような成果が期待できるでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（松村 学君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 今までの問題行動未然防止、また起こってしまったことの対応等々の小・中学校の連携、また今後どのような成果、あるいは今後の対応ということだったかと思います。

小・中学校の連携につきましては、授業前にいわゆる感想（後刻訂正あり）や発表、そうした方法、あるいは挨拶や無言掃除、そうした活動について、小・中学校で連携して、同じような取り組みというふうなことで、子どもたちの指導に当たっております。

また、中学校教員による小学校への授業、小学校で授業を実施する、あるいは小学校教員が中学校の子どもたちに、長期休業中などに補修をサポートする。そうした取り組み、互いに学校を行き来する機会というものを増やしていますし、何よりも子どもたちが、いわゆる中学生が小学校へ行って中学校の楽しさ等、自分が頑張っていることについて報告をしておりますし、また小学校の子どもたちが中学校へ上がったときに、「あ、あの先生がおる」というふうなことで、非常にそうしたところでは連携というものが生きてきているのではないかとこのように考えております。

もう1つ、これからの取り組みということですが、これからの取り組みにつきましては、児童・生徒の心の安定や、いわゆる小学校生活から中学校生活へのスムーズな移行、そうしたことがしっかり対応できるということで、先ほどから話題になっております問題行動やいわゆる不登校の未然防止、あるいは起こりかけたときの早期発見、早期解決につながるものということで、これからはしっかり連携については取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 23番、清水力志議員。

○23番（清水 力志君） 先ほど御回答にありました、この早期発見、早期解決、これがやはり一番大切なことだと思います。さらなる取り組みをお願いいたしまして、さらなる成果も期待しております。

私ごとではございますが……

○議長（松村 学君） ちょっといいですか、教育長が、また答弁があるそうで、よろしいですか。

○23番（清水 力志君） はい。

○議長（松村 学君） 教育長、どうぞ。

○教育長（杉山 一茂君） 先ほど、授業前の感想というふうに言ったんじゃないかと思うんですが、黙想です。済みません。申し訳ございません。2分間黙想とか、きっちり、中学校では最初始めていたんですが、今、小学校なんかでも同様の取り組みをしております。

以上です。

○議長（松村 学君） 清水議員、質問の途中失礼いたしました。23番、清水力志議員。

○23番（清水 力志君） ありがとうございます。

それでは、質問を続けさせていただきます。これは、私ごとではありますが、私は人の子の親になったことはありません。でも、そんな私でも、思うことがあります。それは、防府市の全ての子ども一人ひとりの存在の尊厳、命の尊厳を大切にしたい。防府市に育つ全ての子どもに、貴重な学生生活を楽しく過ごしてほしい。恐らく、ここにいる皆さん全て同じ気持ちだと思います。私たち大人の背中を見て、子どもは育ちます。真剣に自分の人生に向き合い、その人生を一生懸命生きてくれる子どもたちのためにも、今後ともさらなる取り組みを要望いたしまして、そして私自身、1人の大人として全力を尽くしていきたいということをお伝えいたしまして、これもちまして2点目の質問を終わらせていただきます。

続いて、3点目の障害者福祉施設の管理運営について、御質問をさせていただきます。

平成28年3月定例会にて、山本議員が行政経営改革について一般質問をされております。その中に、障害者福祉施設の管理運営についても質問をされておりますので、少しかり御紹介をさせていただきます。

障害者福祉施設、すなわち身体障害者福祉センター、大平園、愛光園、なかよし園、わかくさ園について、現在の指定管理者制度では何が問題なのか、民営化の必要性はどう考えているかの質問に対して、公共サービスの分野に競争環境を導入することによって、より効率的、効果的にサービスを提供することにつながるものと考えられる。しかしながら、福祉施策においては、セーフティーネット的役割を担うところが必要で、市が担うべき部分もあるのが現状である。今後、民間でできる業務と、市がやらなければならない事業との区分けをしっかりと行い、その際、社会福祉事業団の自立や再建が求められている老朽化した施設の建て替えなどについても、検討してまいりますと答弁をされ、障害者福祉施設の民営化の検討について、直接かかわる利用者の方々あるいは御家族の方々、関係者からの意見はどのように把握していかれるのかの質問に対しては、次期指定管理期間、平成29年から平成31年になりますが、その間において、アンケートを通じて、皆様の御要

望を把握することになろうと考えると答弁をさせていただきます。

ところで、防府市民間委託等推進計画によりますと、障害者福祉施設の運営管理業務については、平成32年度を年度目標に、民営化の方向で取り組む計画がなされております。

しかしながら、取り組み内容には、民営化の検討、施設運営方針及び運営先等について検討と書かれているだけで、具体的な取り組みは書かれておりません。

さきの一般質問の答弁にありました、民間でできる業務と、市がやらなければならない事業との仕分けや、老朽化した施設の建て替え、関係者の要望の把握、また職員を含めた組織体制などをどのようにされるのか、利用者や職員に対してどのようなタイミングでどのような説明をするのか、本当に平成32年度に民営化を実施するのか、もしくはできるのか、疑問を感じるところでございます。

次に、防府市社会福祉事業団についてです。防府市社会福祉事業団——以下、社会福祉事業団と省略させていただきます——は、昭和54年、防府市が障害者福祉施設を設立され、その経営を任せるために設立した外郭団体です。市が100%出資して設立した社会福祉法人であり、指定管理者の指定には議会の承認が必要で、何よりも社会福祉事業団の理事長は、ここにいらっしゃいます村田副市長でございます。市としても、我関せずではなく、運営に対しては、時として指導・助言をするべきだと私は考えます。

さて、本市の健康福祉部障害福祉課が作成されました、社会福祉事業団の平成28年度指定管理者モニタリング表を拝見させていただきました。労働環境の項目では、時間外労働の減少や休暇の取得率向上のための取り組みや、職員の健康診断を行うなど、職員の労働環境に配慮している。また、本市による指定管理者に対する評価の項目では、労働環境については労働関係法令を遵守していると評価しております。

しかしながら、ことしの9月に、労働基準監督署の調査が大平園と愛光園に入り、正規職員のみ聞き取り調査が行われました。その結果、労働時間内に自由になる休憩を与えていないことと労働時間の把握ができていない、つまりサービス残業をさせていたことが明らかになりました。

これに対して、労働基準監督署は、これらのことは労働基準法に違反しているので、社会福祉事業団に是正勧告をしたとのことでした。さらに、私が聞いたことですが、このことは今に始まったことではなく、かなり前から暗黙の了解として行われていたことだったということをつけ加えておきます。

もう一度言いますが、社会福祉事業団の平成28年度指定管理者モニタリング表の本市による指定管理者に対する評価の項目で、労働環境については、労働関係法令を遵守していると評価していますが、労働基準監督署から是正勧告を受けるような労働環境の実態を、

果たして市は把握できなかつたのでしょうか。

さらに、是正後の職員の方々の喜ぶ声も私は聞きました。今までとれなかつた休憩がとれるようになった、残業がないときは早く帰れるようになったし、残業の申請も認められるようになった。その一方で、残業の申請は当日の朝までに申請をしなければならない、日によっては突発的なことが起こり、申請もしていないのに残業をしなければならないことも起こるので、事後申請も認めてほしい。この一、二年で、休日に出勤することが多くなったが、休日に出勤を出したときの代休がとりにくい。平日に休むと、職場で仕事が回らなくなるなどの声を聞きました。

私が聞いた職員の方々の声は、果たして市にも届いているのでしょうか。

それでは、質問をさせていただきます。

まず1点目は、行政経営改革における障害者福祉施設の管理運営の見直しと現在までの進捗状況は、どのようになっておりますでしょうか。

次に、2点目は、施設の利用者の皆さんと一番かかわりを持つのは、やはり職員の方々です。その職員の方々がやりがいを持って生き生きとして働いてこそ、利用者の皆さんに対してのサービスの向上につながるのだと思います。つまり、利用者サービスの向上のためには、職員の方々の職場環境の充実が必要不可欠だと私は考えますが、市の見解はいかがでしょうか。

以上2点、御回答をお願いいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） 御質問にお答えをいたします。

最初に、行政経営改革における障害者福祉施設の管理運営の見直しの進捗状況についてのお尋ねでございますが、議員御承知のとおり、本市においては昭和54年から、それまで多くの支援を要する状況にありながら、省みられていなかった重度の知的障害者の方々の、生まれてから亡くなるまで、そのライフステージに合わせた支援を行うことを目的に、障害者福祉施設である大平園、愛光園、なかよし園、わかくさ園、身体障害者福祉センターを設置し、障害をお持ちの方々の支援を行ってきたところでございます。

この大平園をはじめとする社会福祉施設の経営に当たっては、施設経営の効率化が図れる場合、社会福祉法人組織により設立する社会福祉事業団に経営を委託することができることとされておりますことから、本市においては昭和54年当時、社会福祉法人防府市社会福祉事業団を設立いたし、その施設経営を委託、その後、平成15年9月施行の地方自治法の改正に伴い、平成18年度からは多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減

を図ることを趣旨とする指定管理者制度を導入いたし、社会福祉法人防府市社会福祉事業団に施設経営を引き続き担っていただいております。

議員御質問の、防府市民間委託等推進計画の実施計画の一つとして掲げている、障害者福祉施設管理運営業務の見直しにつきましては、平成29年8月の、先ほど議員も言われましたが、防府市行政経営改革委員会においてもお答えをいたしたところでございますが、防府市社会福祉事業団は現在も一社会福祉法人、いわゆる民間であることから、まず防府市社会福祉事業団が本来の設立の趣旨のとおり、施設をより効率的に経営できないか、障害福祉サービス提供に対する対価としての支援費収入もございましたことから、これをもって指定管理ではなく自立運営できないかを、ただいま検討しております。

また、防府市社会福祉事業団においては、外部の経営コンサルタントに依頼し、みずからの経営を分析され、さらにこれを踏まえて、中長期の事業計画を作成されるとしておられますので、本市においては、あわせてその内容について検証いたし、防府市社会福祉事業団の自立運営について検討してまいりたいと考えております。

次に、利用者サービスの向上のための職員の職場環境の充実についてのお尋ねでございますが、平成28年度の指定管理者選定時においては、防府市指定管理者制度ガイドラインにのっとり、障害福祉課所管の公の施設の指定管理業務仕様書に、関係法令等の遵守を明記し、指定管理者申請書を受け付け、選定委員会において、コンプライアンス、個人情報保護のために必要な措置が講じられているか、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているかとの項目について審査をいたし、防府市社会福祉事業団を指定管理者に選定いたしたところでございます。

また、指定管理後については、毎年モニタリングを実施しており、平成28年度からは本市のガイドラインで示された指定管理者労働環境チェックリストを用いて、労働環境についても確認をいたし、その結果、適切であると判断しております。

このように、本市においても、議員と同様、障害者福祉施設の指定管理者は、利用者サービスの向上のために法令を遵守し、職場環境の充実をされていく必要があると考えているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 23番、清水力志議員。

○23番（清水 力志君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1点目の、行政経営改革における障害者福祉施設の管理運営の見直しについてです。先ほど執行部のほうからも御紹介がありました、ことしの8月4日に行われました第1回防府市行政経営改革委員会、これを私も傍聴させていただきました。

その中で、障害者福祉施設管理運営業務の民営化について質問をされた委員の方に対して、執行部は、防府市の障害者福祉施設については、現在、市が設立した社会福祉事業団が指定管理者となり、管理運営を行っています。実は、この社会福祉事業団については、社会福祉法人であり、いわゆる民間でもあるわけでございます。ですから、民営化を目指すというふうな格好にはなっておるところではございますが、まず社会福祉事業団が指定管理ではなく、みずから管理運営で、自立運営することができないかどうか、あくまで市が設立した社会福祉事業団の自立ということをぜひ考えていきたいと、私どもは思っているところでございますと回答をされました。

先ほど御紹介をさせていただきました、昨年3月の定例会の山本議員の一般質問に対する回答と比べますと、ざっくりした内容であり、少し意地悪な見方をすると、何だかまるで最初から民営化ありきで、障害者福祉施設の管理運営の見直しを検討しているようにも思えます。

もちろん、そのようなことはないとは思いますが、決して民営化ありきではなく、福祉に対する行政の立ち位置や、行政がやらなければならない事業、市場の競争には耐えられない人たちに対する公共サービスや、お金のあるなしにかかわらず求められる公平性、そして福祉都市宣言を行っている防府市としてのあるべき姿、それらを鑑みて、さらなる慎重な検討をしていただきたい。さらに言うなれば、弱者の対応というのは、必ず近くに行政がなければなりません。行政の関与がある今の指定管理者制度のままでいいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えをいたします。

先ほどの答弁が少し、言葉足らずの部分があったかというふうにも思います。

障害者福祉施設の民営化の検討におきましては、清水議員も今言われましたような、本市所有の障害者福祉施設設置や社会福祉事業団の設立の経緯をはじめ、本市所有の障害者福祉施設のこれまでに果たしてきた役割、それから、これからなすべき役割、入所や通所をしておられる障害者の方々とのつながりや信頼関係、こういったところについても、あわせて検討いたしておるところでございます。

一方、本市は持続的に発展していく防府づくりに向け、行政改革を行っているところでもございまして、その中で障害者福祉施設についても効率的・効果的な経営について検討を行う必要があると、効率的・効果的な経営に努めなければならないというふうに考えておるところでございます。

こうした中、先ほども申し上げましたように、社会福祉法人は一社会福祉法人であり、

いわゆる民間でもあり、本市所有の障害者福祉施設の指定管理者は社会福祉事業団でありますので、まずは社会福祉事業団が、現在よりもっと効率的・効果的な経営はできないか、さらには社会福祉事業団が現在の障害者福祉施設の役割を果たしつつ、自立運営できないかを検討しておるところでございます。

今後、社会福祉事業団みずからも経営分析し、今後の計画を立てられるということにもなっておりますので、これについても検証し、さらに慎重に検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（松村 学君） 23番、清水力志議員。

○23番（清水 力志君） ぜひとも、さらなる慎重な検討をしていただきますよう、強く要望いたします。

続いて、2点目の質問についての再質問をさせていただきます。

先ほど、たとえ外郭団体であっても市は我関せずではなく、運営に対しては時として指導・助言をするべきだと申し上げました。

そして、平成22年12月28日付で総務省から出された指定管理者制度の運用についてという書簡では、「指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあたっては、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。」と記載されております。

そこで御質問ですが、もしも指定管理者が法令違反を起こしていた場合、もしくは行っていることが法令違反だと判断した場合、市は指定管理者に対してどのような対応をとられるのでしょうか。御回答をお願いいたします。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えをいたします。

障害福祉課所管の公の施設の管理運営に関する協定書、これには指定管理者の責務として第5条第1項に、乙は——この乙は指定管理者を指すわけですが、乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定書に定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、所管施設が円滑に運営されるよう管理しなければならないと規定しているところでございます。

したがいまして、市といたしましてはこれに基づいて法令を遵守し、適切に対応されるよう求めてまいることになるかと思っております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 23番、清水力志議員。

○23番（清水 力志君） そのような契約がされているのであれば、また法令違反、ま

たコンプライアンス、先ほども言葉が出てきましたが、これをきちっと守らせていただくよう、市のほうからも指導・助言をされるようお願いをいたします。

最後になりますが、まず労働基準法第2条に、「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである」と定められております。しかしながら、労働者と使用者の間に力の差があるために、労働者は不利な立場に立たざるを得ないのが現状です。

そこで、日本国憲法第28条では、労働者に対して労働組合を結成する権利、すなわち団結権が保障されております。そして、労働組合法第7条に、使用者は次に掲げる行為をしてはならないとして、同第2号に「使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むこと」と定められております。ここで解釈される団体交渉拒否というのは、たとえ交渉のテーブルに着いたとしても、使用者が誠実に対応しないということも含まれます。ましてや使用者が労働者に対して暴言を吐くなどのもつてのほかです。

そして現在、防府市社会福祉事業団職員労働組合は、山口県労働委員会へ不当労働行為の救済を申し立てている事実を踏まえて、この問題についても社会福祉事業団が労働法令を遵守しているのかどうかを、市としても指導を含めて対応すべきだとここに申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（松村 学君） 以上で、23番、清水力志議員の質問を終わります。

○議長（松村 学君） 次は、6番、和田議員。

〔6番 和田 敏明君 登壇〕

○6番（和田 敏明君） 会派「改革」の和田敏明です。

このたび、松浦市長におかれましては引退を表明され、5期20年にわたり防府市のリーダーとして、また、全国市長会の会長にも就任され、その手腕を存分に発揮してこられましたことに、この場をおかりしまして、心から敬意と感謝を表します。

しかしながら、御存じのとおり、防府市に残された課題は山積みです。今こそ、集大成として、残された任期の最後の最後まで、解決に向けて、さらなるお力を発揮していただきますよう、お願い申し上げます。したがいまして、お疲れさまでしたは、引退日までとっておきます。

それでは、通告に従いまして、3点について質問をいたします。

まず1点目の、公共下水道事業の進捗状況について。

私は、この質問をするに当たり、工事状況について、実際に自分の目で確認すべく、市内の工事現場を回ってみました。既にほとんどの場所で工事は完了されているのでしょ

か。現在工事中である工事標識が確認できたところは1カ所ありました。しかし、それも休工中という標識が立ててありました。その上でお尋ねいたします。

まず1点目に、平成27年3月23日に事業計画区域を富海地区の国道2号より山側、西浦地区の小茅方面、大道地区、それぞれの市街化区域内を拡大されたことにより、ほぼ市街化区域の全域が、下水道の事業計画区域になっております。これら、拡大された区域は、市街化区域ではありますが、いずれも他の市街化区域から離れた地域です。この拡大区域のうち、富海、西浦地区に関しては、以前に地区内の一部が事業計画区域に編入されたことから、既に地区内での整備が進められておりますが、これら拡大された地域内での整備は、どの程度なされているのかお伺いいたします。

2点目に、事業計画拡大の際の計画年次どおりに事業は完了できるのでしょうか。また、大道地区においては、これまで委員会などで大道地区に平成30年度内に到達させることはできるのかと、数回にわたりお聞きしてまいりましたが、平成30年度内に圧送管線を大道地区に到達させ、平成35年までに地区内の整備も含めた全ての整備を完了を目指すとの回答をいただいております。現在の進捗状況をお伺いいたします。

3点目に、事業計画区域内に編入された場合、新たに家を建てられる方々や、現在、汲み取り、あるいは単独浄化槽を設置されている方々は、本来であれば公共下水道に接続しなければならないのですが、接続しようにも公共下水道そのものが整備されていない場合は、合併処理浄化槽を設置することとなります。

しかし、事業計画区域内に編入されたために、補助金の対象外となってしまいます。私は、金銭的な御負担や理不尽を負うことを危惧して、人口が減少傾向にある状況下で、大道地区においては、この圧送管線による下水道工事が本当に正しいのか、また国で認められている合併処理浄化槽の推進ではだめなのか、そのような思いから、これまで委員会などでさまざま意見や整備年次の確認などをしてまいりました。

私は、公共下水道の事業計画区域内に編入されることは、決して反対するものではありません。しかしながら、これまでお聞きした整備年次が延長されれば、先ほども述べましたが、新たに家を建てられる方々や、現在汲み取り、あるいは単独浄化槽を設置されている方が、合併処理浄化槽を設置する場合には、多くの御負担がかかります。整備期間が延長となった場合、このような方々が合併処理浄化槽を設置される場合の対応はどうか、お伺いいたします。

○議長（松村 学君） 6番、和田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

本市の公共下水道事業は、良好な水環境や都市環境の実現を図ることを目的として、昭和33年に第1期事業の認可を受けて整備に着手し、昭和53年から供用を開始しております。平成10年に市長に就任をいたしました私でございますが、公共下水道の整備にも懸命に取り組んでまいりました。計画区域を拡大しつつ、平成28年度末で計画区域2,407ヘクタールのうち整備済みが1,943ヘクタールで、整備率は80.7%となっております。

なお、下水道整備工事につきましては、11月末現在、市内11カ所で工事を行っており、平成29年度末の整備率は約83%となる見込みでございます。

まず1点目の、公共下水道が拡大された地域の整備状況についてのお尋ねでございましたが、平成28年度末で富海地区におきましては、計画区域82ヘクタールのうち整備済みが10.7ヘクタールで、整備率は13.05%、西浦地区につきましては計画区域79.9ヘクタールのうち整備済みが19.57ヘクタールで、整備率は24.49%となっております。また、大道地区におきましては、地区内の整備に先駆けて汚水をポンプで送るための圧送管の布設に向けて取り組んでいるところでございます。

議員お尋ねの平成27年3月に計画区域を拡大した地域につきましては、現在、工事の着手に向けた調査・設計業務を進めているところでございます。

2点目の、計画年次どおりに事業を完了できるかとお尋ねでございましたが、公共下水道事業の実施には多額の経費を要することから、国からの交付金を受けて整備を進めております。しかしながら、その要望額に対して十分な採択がされないなどの要因から、計画どおり事業が進められず、進捗がおくれているのが現状でございます。

また、昨年策定いたしました防府市汚水処理施設整備構想では、平成35年度での事業計画区域内の整備完了を目標に掲げておりますが、国の交付金の状況により、大きく左右されるという点について、御理解を賜りたいと存じます。

なお、国庫補助制度による財政支援や所要額の確保につきまして、機会あるたびに国などへ要望いたしておりまして、下水道事業促進全国大会が先月開催された折には、下水道事業について特段の予算措置が講じられるよう、全国の自治体を挙げて強く要望してきたところでございます。

議員お尋ねの大道地区におきましては、先ほども御答弁申し上げましたが、地区内の整備に先駆けて、圧送管の布設に向けた詳細設計や関係機関との協議に鋭意取り組んでいるところでございます。

3点目の、計画年次が延長となった場合の対応についてのお尋ねでございましたが、整備事業がおくれています地域の皆様には、大変御迷惑をおかけしております。新たに合

併処理浄化槽を設置する方々への対応はどうかとのお尋ねでございましたが、設置補助につきましては、これまでに設置された方との公平性を保つ必要がありますことから、現行どおりといたしたいと存じますので、御理解のほどお願い申し上げます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） 御答弁、ありがとうございます。

おこなっているとのことですが、まず多額の経費をかけられて整備事業を行っていただいていることには感謝申し上げます。そのおこなっている理由なんです、少しいろいろ細かく詳細があれば、教えていただけますか。

○議長（松村 学君） 上下水道局長。

○上下水道局長（河内 政昭君） お答えいたします。

現在、先ほども市長が答弁いたしましたように、国からの交付金をいただいて工事をするというのが、今現在の防府市でのやり方でございます、多額の費用がかかりますので、市単独でこの下水道工事をやっていくというのは大変、困難なことだというふうに考えております。

ちなみに、ここ最近の国の交付率はどのくらいか、市の要望額に対する交付率がどのくらいかというのを、御説明させていただきます。

平成21年が100%、市の要望に対していただいております。平成22年度が85.1%、平成23年度が66.3%、平成24年度が77.5%、平成25年度が90.6%、平成26年度は74.4%、平成27年度が87.9%、平成28年度が59.1%、平成29年度が52.4%と、ここ二、三年は半分より少し多い程度の要望に対する交付額しか入っていないということで、それに伴いまして工事がおこなわれているということでございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） 丁寧な御説明、ありがとうございます。

特にトラブル等でおこなっていることはないということですね、地元の方々の。

○議長（松村 学君） 上下水道局長。

○上下水道局長（河内 政昭君） お答えいたします。

地元の方々の大きなトラブルというのはございませんが、例えば今、生活道路のほうに下水管のほう通しますと、どうしても車の出入りとか、いろんな面で大変でございますので、その辺で調整をしたりとかいうことで若干おこなってくるということも、要因の一つ

であると思います。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） まだ、完了までに年数を要する工事もありますが、計画年次が延長となった場合、例えば固定資産税とか都市計画税での負担軽減というものは考えられないでしょうか。

○議長（松村 学君） 上下水道局長。

○上下水道局長（河内 政昭君） 固定資産税、都市計画税につきましては、まず固定資産税につきましては、これ上下水道局のほうでどうこうというのではなくて、固定資産税を評価するときの、どういったことで評価をするかということになってこようかと思いますので、ちょっと上下水道局のほうでどうかということもございません。

また、都市計画税も同様でございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） 計画年次が延長となった場合、なぜ、防府市に新たに家を建てられる方や現在、汲み取り、あるいは単独浄化槽を設置される方が犠牲にならなくてはならないのかという、非常に疑問に思っています。住むなら防府の言葉は、こんなときのためにこそ真価が問われるものではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 上下水道局長。

○上下水道局長（河内 政昭君） お答えいたします。

確かに、議員おっしゃるとおり、住むなら防府に住んでいただきたいということで、今、いろんなことに取り組んでおるところでございますけど、何分、先ほど申しましたように、ちょっと国のほうの予算がなかなか取れてないということで、鋭意進めているところではございますけど、大変、御迷惑かかりますけど、申しわけございませんということで、よろしく願いいたします。

○議長（松村 学君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） 国のほうのことは理解できるんですが、実際に犠牲となるのは防府市民です。何か、やり取りをされていて知恵を振り絞ろうとか、そういう何か気持ちがこっちに今、伝わってきてないんです。

市長は、常日頃から物事を始めるときには、最悪の場合を考えて決断されるとお聞きしておりますが、計画年次が延長されるかどうか、判断ができない今こそ、最悪の場合のフォロー体制を整えておくべきではないでしょうか。それが、ひいては市民の安心な生活環

境の整備につながるのではないのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 冒頭、壇上から申し上げましたが、私の記憶でいきますと、私が就任した当時、三十数%が公共下水道の普及率であったとっております。当時は、山口県下でも一番最下位の状況に防府市があったと、このように思っております。力を入れた事業の一つでございまして、おかげさまで現時点では83%のところまでこれたということで、県下においても、まあまあ、並々以上のところまでようやくきているのではないかなと。正確な数字、私、把握できておりませんが、そのように感じているわけでございます。

どうか、着々と100%に向かって近づいてきておりますので、今しばらく御辛抱とお許しをいただければと思っている次第でございます。

○議長（松村 学君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） ありがとうございます。本当に感謝しておるところでございます。

ただ、やはり工事がおくれた場合は、例えば行政は市民にごめんなさいで済むかもわかりませんが、やっぱり今まで、市からの補助金をもらっていたのに、事業計画区域に入ったのに下水道は来ない、市から補助金はなくなる、ましてや期間は延長されるというのは、少し市の勝手ではないかというふうに私は感じておるところでございます。計画でそういうふうになっているというからではなしに、もう少し市民の立場になって、職務を遂行していただければということをお伝え申し上げて、1点目の質問を終わります。

○議長（松村 学君） ここで、質問の途中ですが、昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時 4分 休憩

午後1時 9分 開議

○議長（松村 学君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

6番、和田議員の2項目からの質問から再開いたします。6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） それでは、2点目の道路パトロールについて、お伺いいたします。

これまで、一般質問や委員会において、何度となく道路の維持管理について質問なり、お願いをしております。その結果、区画線の復元については、相当努力して進められ

ており、大変感謝しておりますが、先ほど清水力志議員より、まだまだとの声が挙がっております。

また、しかしながら、道路の維持管理の根源である道路パトロールについては、いささか疑問に感じております。私も一般質問を行った責任上、継続して自分なりに道路パトロールを行っております。

先月、たまたま、元市職員の方と防府市内、特に観光地を中心に車で移動する機会がありました。その際、突然、道路脇にあるグレーチング蓋の上を通るように指示されました。事情を聞いてみると、どうせ通行するんなら、危険箇所や修繕、あるいは改良が必要な箇所があるかないか、確認しながら進んだ方が道路の安全性が早期に確認でき、それが市民の安心・安全につながるだろうと言われ、普段からそこまで深く考えて通行されているのかと、私自身恥ずかしい思いがし、反省もいたしました。

そこで、お尋ねいたします。これまで、区画線やカーブミラー、グレーチング、草刈りや樹木の選定なども含めて、私が気付いた箇所や市民からの依頼により、何度も担当課に修繕や改良をお願いしてまいりました。そのたびに、早急に対応していただき、感謝しております。また、私に直接依頼してこられた市民の方からも感謝の声をいただいております。

しかしながら、先に述べた方と市内を回った、その日だけでも修繕が必要と思われる箇所が複数ありました。

そこでお尋ねいたします。まず1点目に、前回の質問に対し、道路課におきましては、道路パトロール点検項目一覧表に従い、舗装の劣化、路面の陥没、側溝蓋の壊れなど、事故に直結する不具合の有無を目視により確認、早急な対応が必要と判断した場合、小規模なものについてはその場で職員自らが補修、規模の大きいものは一旦、安全対策を施した後、改めて作業班が対応するという方法をとっております。との回答をいただいております。また、道路パトロールの回数も、これまでの月2回から8回に増やしていただいております。

しかしながら、現状を見る限り、行き届いているようには思いません。ただ、仕事だからその日、決められた範囲を回っておけばいいというぐらいの安易な考え方でパトロールが行われているのではないとは思いますが、先に述べた方のような意識を持ってパトロールが行われているのであれば、よりよいのではないかと思います。この道路パトロールは、誰のために、何のために行っているのか、どのような理解をされ、実施されているのか。また、このパトロールは誰がされているのか、現在の道路パトロールのあり方について、私自身も見失いがちですが、いま一度、基本的なことから、この道路パトロールのあり方

について、お尋ねいたします。

2点目に、道路課の職員だけで市道全体を把握することは難しいので、庁内の職員にも道路の異常箇所を発見された場合は連絡いただくようお願いをしており、その都度、お知らせをいただくことも多々ございますとの回答もありました。

今年度になってから、11月末までに道路パトロールでの発見箇所、市内の職員、あるいは市民からの通報がそれぞれ何件あったのか、内容はどのようなものだったのか、また、そのうち何件の対応ができているのか、お尋ねいたします。もし、いまだ対応ができていないものがあれば、その理由も教えてください。

以上、2点についてお尋ねいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 御質問にお答えいたします。

まず1点目の、道路パトロールのあり方についてのお尋ねでございますが、市民の皆様
の安全な通行に支障がある箇所がないか、市道を中心としまして定期的にパトロールして
いるものでございます。

しかしながら、市道だけでも総延長、約684キロメートルもあり、市内全域の道路を
パトロールをする中では、議員御指摘のとおり、見落とし等が発生する可能性も高いとい
うことも承知しております。

このようなことから、道路課のパトロールにおきましては、路面はもとより防護柵や道
路反射鏡、街路樹等、さまざまな道路施設へ、より多面的に視野を広げて、今よりもさら
に注意深く調査を行い、見落としを極力減らす取り組みをするとともに、市役所全職員に
よる道路異変についての通報機能を、これまで以上に強化してまいりたいと存じます。

次に、2点目の道路パトロールでの異常箇所発見数、通報件数等についてのお尋ねで
ございましたが、本年4月から11月末までの道路パトロール等での発見箇所は221件、
市民の皆様及び職員からの通報は733件の、あわせて954件で、そのうち20件ほど
が未対応となっております。

通報等の内容の対応については、舗装の破損、陥没、カーブミラーの補修、側溝などの
補修が主なもので、未対応の理由のほとんどが、舗装の段差、あるいは沈下の程度が小さ
いもの、カーブミラーの鏡の面の劣化がごく一部のため、当面、経過を観察をするといっ
たものでございます。

今後とも道路パトロール等の機能強化を通じ、道路の安全な利用の確保に努めてまいり
ますので、御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

以上、御答弁申し上げました。

○議長（松村 学君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） それでは、再質問させていただきます。

非常に残念ですが、一部の職員の方から職員数が少ないからパトロールが行き届かないとの声が、私には聞こえておりますが、部長、本当にそうなんですか。市長は、これまで事あるごとに、1人2役、あるいは3役とまで言うておられましたか、どうでしょうか。では、職員数を何人増やせば納得のいく道路パトロールが可能なんですか。お伺いいたします。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

人数何人かというよりも、先ほどのお答えのように、全職員目で道路の異変を見ることが、こういったパトロールの強化ということにつなげていきたいと思っております。特に、過去に道路課に在籍したことのあるような職員につきましては、大なり小なりパトロールの経験というのもあります。常日ごろ、そうした意識づけをすること、こういうことが非常に大事だというふうに考えております。

以上です。

○議長（松村 学君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） 例えば、嘱託や再任用職員の方はうまく活用できているのでしょうか。以前、他の議員の一般質問で、再任用制度を最大限活用し、多くの残された重要課題の解決に向けて環境を整備するべきではとの質問に対し、市長は意欲と能力のある人材を、幅広い職域で最大限活用できるよう、また、職員が培ってきた多様な専門的知識や経験について、積極的に活用できるよう、能力、実績に基づく人事管理の推進を検討しているところとございますと答弁されております。

現在、再任用や嘱託職員はうまく機能しているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

道路課におきましては、再任用とか嘱託の職員というのを道路相談、あるいは今、お話しされておる道路パトロール等に、それ以外にもいますが、特にその辺は経験のある職員であったということで、そういった部署に充てております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） せっかく再任用であったり、嘱託職員が配置されているのであれば、しっかりとアドバイザーにもなっていただきながら、職務を遂行していただきたい

と思います。そうでなければ、もともと上司の方が、今度は部下として入ってこられるというのは、非常に使いづらいのではないかとこのように思っております。

ここでちょっと教育部長にお尋ねいたします。教育部長の携帯電話に道路課あるいは職員の携帯番号は登録されておりますでしょうか。

○議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（原田みゆき君） 御質問にお答えいたします。

はい、各部長の連絡先は登録しております。ですので、何かありましたらそちらに連絡を入れることになっておりますので。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） 安心しました。

やはり、緊急性を伴う道路の異常が発見された場合の対応が非常に気になっておられて、例えば仕事が終わって家に帰ったから、もうあとは道路が陥没してようが、どうしようがいいやというふうな感覚ではないということがわかりましたので、今現在、緊急性があった場合は、工作中とか休み中にかかわらず、携帯のほうに入ってくることもありますでしょうか。確認いたします。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

仕事以外の、5時過ぎて、あるいは土日の緊急の連絡体制というのは、道路課を含めて土木都市建設部として、そういった連絡網をちゃんとしっかりしておりますので、御安心いただければと思います。

○議長（松村 学君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） 済いません、もうひと押し。

緊急性を伴う場合は、実際には職員さんは帰られてる時間なんですけど、どういった対応をなされているのか、今まで事例等ありますでしょうか。あれば、紹介していただければと思うんですが。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

例えば、だいぶ昔になりますけども、私がそういった部署におりまして、夜中12時ごろ、警察のほうから強風で大きな木が倒れて道路を封鎖しておりますと。そういった場合、一応市内の業者にも、そういったことの対応できる業者を、契約といいますか、基本的な契約というのはいたしております。それで、そういったところで、なかなか時間が時間で

したので、時間はそのときでも二、三時間かかってしまったという記憶がございますが、そういった対応はできるようにしております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） ありがとうございます。市職員の方は、やはり勤務時間が決まっておりますが、市民の方々は夜勤等もございますので、その辺のケアはしっかりしていただきますよう、お願いいたします。

今、先ほど市全体でしっかりと通報強化を図りたいという御答弁があったと思いますが、ちょっと私がどうしても行き届いていないなと思う部分、1つ紹介したいんですが、以前、私が通報した中で、今の山頭火ふるさと館の建つ直前に側溝の破損があったわけです。それもかなり破損をしておりましたが、あそこをずっと工事されてて、これは誰も気づかないのかと、ちょっとがっかりしたんですが、先ほど、今後強化をしていくということですが、どのように強化していくのか、お尋ねいたします。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

強化ということで、毎年庁内に、例えば4月、年度がかわったときに、庁内メール等を使って全職員にお願いをしておりますが、今、議員からもお話あったように、もう一步踏み込んで、実際、わかったわかっただけじゃなくて、具体的にそういう視点等についても、いろいろ見方のところを、そういった部分も職員に伝えてというところも、今後必要なのかなと考えております。

○議長（松村 学君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） ありがとうございます。

私がこの質問をしつくすのは、道路の安全の確保には、直接市民の生命がかかっています。これも、先ほど清水力志議員から、直接事故現場に遭遇したとの残念なお話がありました。人間ですから、100%というわけにはいかないでしょうが、職員全員が意識を持つ努力をすることで救われる命もあるのではないかと思います。

以前、街路樹の維持管理の質問をした際の答弁で、作業専門の業者に委託し、月2回の巡回、点検を行っていただいた結果、害虫被害により、倒れる危険性のあるケヤキとプラタナス、事前に2本、伐採できたとの回答がありました。

もし、伐採していなければ事故が起こっていたかもしれません。その努力はなかなか気づいてもらえないかもしれませんが、事故を事前に防ぐことで、市民の安心・安全な生活につながると思います。私自身も、いま一度基本的なことから見直し、よいことは即取り

入れていこうと決意をして、この質問を終わり、そのまま次にいきます。ありがとうございました。

それでは、3点目の病児・病後児保育事業の拡充について、お尋ねいたします。

現在、本市でも実施されております病児・病後児保育事業は、病気や病後のお子さんを一時的に保育していただけることにより、病気の早期回復が見込めるだけでなく、就労・就業支援にもつながり、会社や同じ職場で働く方々にとっても、急に休まれることを防ぎ、企業支援にもつながる大変ありがたい事業です。国においても、最重要課題であることは御存じのことと思います。

この事業の着手に当たっては、当時、市議会議員であった馬野さんが、将来的な少子化の進捗状況及びシングルファザー、シングルマザーの増加に対して危機感を持たれて、平成10年第1回定例会の一般質問に対して、ようやく執行部から前向きな回答を得られたと思います。

また、自ら受け入れ可能と思われる病院に何度も足を運び、お願いに上がったとお聞きしております。その努力のかいあり、その話を聞きつけた宇部市の小児科の院長先生から、蔵重先生に、防府にこのような活動をしている議員がいるそうじゃないですかと、協力してやってはといったような後ろ盾もあり、現在のくらしげ小児科さんが立ち上がっていただいたともお聞きしております。行政に丸投げではなく、自らが行動する姿勢と、その熱意と御努力には同じ議会人として敬意を表します。

その後、平成14年1月25日に実施要項が制定され、同年4月1日より事業が施行されております。さて、この事業には保育時間や利用方法、利用料などの取り決めがなされておりますが、事業がスタートしてから既に15年が経過しようとしております。この間、市民からの要望や反応を耳にしてこられたと思います。市としても事業目標を立てられ、利用者の延べ人数などを調査されていると思いますが、現時点での問題点、または問題点の解決に対しての弊害等あれば、お聞かせください。

次に、現在ありがたいことに、事業スタート時点から変わらず、くらしげ小児科さんが事業に取り組んでおられますが、各方面から事業拡充の依頼が多くあることから、平成28年度決算委員会において、事業の拡充についてお伺いした際に、担当部局から、今後、事業の拡充を予定しているとの前向きな回答があったように記憶しておりますが、今後どのような計画で拡充を進めていかれるのか、お聞かせください。

以上、2点についてお伺いいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） 御質問にお答えをいたします。

まず、現状と課題についてでございますが、本市では現在、医療法人くらしげ小児科と委託契約を締結し、平成14年4月から、くらしげ小児科の隣に病児・病後児の保育施設きららルームを開設して、事業を実施いたしております。

平成27年度からは、利用対象を小学校6年生までに拡充し、利用者は平成24年度が1,415人、平成25年度が1,223人、平成26年度が1,174人、平成27年度が1,280人、平成28年度は1,394人と推移をしているところでございます。

課題といたしましては、きららルームの利用定員は1日6人で設定されておられますが、インフルエンザなどの感染症の流行時期には、定員を超える利用があり、日々の利用状況において、安定的な運営に苦慮をされていることが挙げられるというふうに考えます。

また、県内他市と比較いたしましても、保育施設が少ない状況となっております。

次に、今後の計画についてでございますが、平成27年3月に策定いたしました防府市子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援のニーズ把握のため、就学前の子ども及び小学生の保護者約4,000人を対象にアンケート調査を実施しております。その結果をもとに、平成31年度における病児・病後児の保育施設の需要予想を、年間約3,000人と見込み、保育施設を2カ所とする計画にいたしておるところでございます。

また、防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、1カ所増設とする計画といたしておりますので、きららルームの利用状況などを注視するとともに、増設に当たっては、医師会などと連携を図りながら対応をしてみたいと考えておるところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） 御答弁ありがとうございます。それでは幾つか再質問をさせていただきます。

1カ所増設予定とのことですが、今現在で、協力してくださる病院の確保というのは、ある程度めどが立っているのでしょうか。また、何か交渉をしているのであれば、少し詳細を加えていただければと思います。お願いします。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） 病児・病後児保育に関心をお示しをされている病院があることは聞いておりますが、めどというところまではいってはいないところでございます。

また、医師会との調整、これが必要でございます。そのように考えておりますが、まずは防府医師会にその辺の旨をお伝えし、医師会の御協力のもと、今後進めてまいりたいと

いうふうに考えておるところでございます。

○議長（松村 学君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） 私としまして、今回、行政に丸投げでは申しわけないの思いから、馬野さんの御協力もいただき、くらしげ小児科さんの院長先生にお時間を割いていただき、いろいろお伺いしてみました。

すると、これは国が主導の事業だから市では何もできないのでは、逆に市として何かできるなら教えてほしいと、おっしゃられていました。

また、受け入れに関して、労力にかなりの御負担があるそうです。国や病院任せではなく、市としても多くの市民のために協力いただける病院の負担を少しでも取り除けるようなメニューは考えられないでしょうか。それをもって交渉に当たったほうが、より事は進んでいくのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） 今、議員も言われたように、病児・病後児保育事業は、国の子ども・子育て支援整備交付金事業の中の一つでございます。国、県、市がそれぞれ3分の1ずつを負担し、事業を行っておるところでございます。

病児・病後児保育事業には、利用の少ない日などに地域の保育所等への情報提供等行う場合に、補助額を加算する改善分加算などといった、そういったメニューもございますので、まずはこちらを御紹介、御活用いただきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（松村 学君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） 私もそういったメニューがあることは存じ上げておりますが、実際ポスターをつくってくださいとか、それに対して補助金を出しますからとか言いますが、なかなか病院側としてはそういったことに行政負担を負わせるということは、税金ということになると、非常に、やっぱり気持ち的に使いづらいのではないかというふうに思っております。

今後、拡充のお願いをするに当たって、受けてくださる病院が、経済的御負担により経営そのものが悪化するなどのことがあっては断じてならないわけですが。ちょっとそこでお尋ねしますが、事業がスタートしてから既に15年が経過しようとしておりますが、蔵重先生と現状についてお話しされたのは、一番近いところではいつお話しされたでしょうか。教えてください。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えをいたします。

毎年、くらしげ小児科の蔵重先生とですが、くらしげ小児科と事業の委託契約を締結するに当たりましては、担当者になります、年に一度はお伺いし、いろいろお話を伺っております。

それからまた、制度の変更等、時々ありますので、そういったときには必ずお伺いして、お話をお伺いしているような状況でございます。

○議長（松村 学君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） その中で、病院側から直接何か、今の現状に対しての不満であったりとか、そういったことは何かございますでしょうか。あれば教えてください。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） 今のところ、特にこれがというのは聞いていないところでございます。

○議長（松村 学君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） 先日、蔵重先生とお会いして、いろいろお話しさせていただきましたが、患者さんも外でお待ちでしたので、そんなに長い時間というわけにはいかなかったのですが、お互いちょっと中途半端になったのかもわかりませんが、昨日、蔵重先生より私の携帯のほうに連絡いただきまして、実際にお子さんを持つ母親と携わられていて、非常に気がかりなのが、多子世帯の御家庭——子どもが3人以上いる家庭の負担が非常に大きいんじゃないかということ懸念されておりました。

特に、今、蔵重先生のところに通われているお子さんで一番多い人数で7人、子どもさんが7人おる家庭が今2世帯あるそうですが、こういった方々の負担というのは確かに大変だなというふうに思うんですが、今、他市に比べて防府市のメニューというのは、そんなにずば抜けてというメニューはないと思うのですが、今後そういったことも頭に入れながら検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） この病児・病後児保育で直接多子世帯に対して補助とか助成をするというようなことはございませんが、本市といたしましては、小学校卒業までの間、皆さんの医療費無料化、させていただいております。

また、多子世帯の応援給付金も、現在、他市に先駆けてというか、支給をさせていただいておりますし、多子世帯につきましては保育料等の軽減等にも努めておるところでございます。

○議長（松村 学君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） ちょっと、最後に市長にお伺いしてみようと思いますが、市長

もお孫さんがたくさんおられますが、多子世帯への今後の不安であったりということは目の当たりにしておられると思いますが、そういった負担を目の当たりにして、今、今後どういう道に防府市というのは進んでいかないといけないとお思いでしょうか。お伺いいたします。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私にということでございますが、私は同居が3人と近くに次男のところに5人と、また近くに長女のところに2人と、12歳からゼロ歳までで10人孫が市内におります。特に、5人抱えている次男のところはもう子育てに懸命で、どこの御家庭もみんなそうでございますけど、一生懸命頑張っているなど、こんなふうに思っております。

あくまでも一般論でございますが、少子化の時代、また人口減少の時代、子どもさんの数を増やしていくということは、国の政策として最も大切な課題の一つに入るのではないかと、こんなふうに思っておりますので、折々に、思いつきの域を脱しませんが、こうしたらいいんではないですかというような形の意見などは、折々に政府中枢の人たちに申し上げているわけでございます。

これという決め手がないわけで、本市としては、可能な限り少しでもお手伝いできればということで、先ほどから部長が申しておりますような政策を、実行できるところから実行していると。これからも、実行できるところから実行していきたいと思っておりますので、いろいろな御意見などを頂戴できれば大変ありがたいと、このように思っております。

答弁になりませんが、申しわけありません。

○議長（松村 学君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） ありがとうございます。

子どもはたくさんつくれ、後は知らないよでは無責任と思いますので、この子育て支援というのは本当に今、この人口減少の中、防府市にとっても非常に重要課題というふうに考えております。

いろんなものを縮小していけば、それこそ疲弊につながっていきます。何か他市にも負けないような、ぬきんでるような事業にさせていただきますようお願いをして、この項の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松村 学君） 以上で、6番、和田議員の質問を終わります。

○議長（松村 学君） 次は、21番、山根議員。

〔21番 山根 祐二君 登壇〕

○21番（山根 祐二君） 「公明党」の山根祐二でございます。一般質問最終日、最後の質問となります。どうぞ、よろしく願いをいたします。

最初に道路行政について、質問いたします。

第四次防府市総合計画「防府まちづくりプラン2020」では、第5章「都市のうるおいと生活空間の快適さのあるまちづくり」の施策として、生活交通の充実を挙げています。道路は、日常生活に欠かせない大切なインフラであります。その中で認定外道路における道路維持補修等は市が必要な資材を支給し、地元住民で行うこととなっています。

以前の私の質問に対する答弁によりますと、道路補修用の原材料支給の対象となります道路につきましては、法定外公共物である道路は約1,230キロメートル、帰属申請や都市計画法による帰属された道路は、面積で約16.9ヘクタールとなっており、このほかに市道もあります。またこれに加えまして、農道の延長約178キロメートル、林道の延長約60キロメートルと聞いております。

また、市が維持管理をしております市道の延長は、現在約684キロメートルになるということです。これにつきましては、市民の利便性、向上に向けた新設道路改良事業などを計画的に進めていただき、既存道路の迅速かつ適確な維持補修に努めていただいておりますことに、感謝申し上げます。

しかしながら、地域住民から道路行政について多くの陳情・要望が寄せられておりますことは、御承知のとおりです。

毎年、多くの予算でさまざまな道路行政に関する事業を推進し、市民の要望に応じていただいております。限られた予算内ではありますが、迅速な対応を図ることは必要であると考えます。我々議員におきましても、市民の要望、陳情につきましては、パイプ役として執行部をお願いをしておりますが、できるだけ迅速な対応で市民の満足度を上げることを望むところであります。

そこで、道路行政の中でも特に要望の多い交通安全対策施設整備事業、市道維持補修事業に関する近年の対応状況についてお伺いをいたします。よろしく、御答弁をお願いします。

○議長（松村 学君） 21番、山根議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

道路行政のうち、交通安全対策施設整備事業、市道維持補修事業に関する陳情・要望に対する近年の対応状況についてでございましたが、交通安全対策施設整備事業で実施する

ものとしては、区画線、道路反射鏡、防護柵等がございまして、近年の陳情・要望の件数は、平成27年度に43件、平成28年度に30件、平成29年度は、本日までに22件の要望をいただいております、あわせて95件となっております。

このうち、9件が未整備ですが、これは全て事業規模が比較的大きい防護柵の御要望で、区画線及び道路反射鏡の整備につきましては、要望年度もしくは翌年度において全て整備済みでございます。

次に、市道維持補修事業についてのお尋ねでございましたが、この事業で実施するものとしては、道路の擁壁・側溝の整備、舗装等があり、近年の陳情・要望の件数は、平成27年度が16件、平成28年度に5件、平成29年度は本日までに12件の要望をいただいております、あわせて33件でございます。このうち26件が未整備ですが、これ以前の積み残し要望が20件ございますので、あわせて46件が未整備として残っております。

この事業につきましては、整備に複数年かかることも多く、1カ所当たりの費用も高額となるため、未整備件数は多くなってきておりますので、未整備の御要望案件の解消に向けて、工事発注方法の検討、予算の確保に努めてまいりたいと存じます。その他の小規模な御要望につきましては、小規模修繕によりすぐに対応しております。

また、碎石、アスファルト、コンクリート等、原材料支給で対応いただいております市道以外の維持補修の御要望、支給件数は平成27年度は28件、平成28年度は45件、平成29年度は本日までに27件でございます。これらの事業に関しまして、市民の皆様からの御要望に少しでも早く応えられるよう、未整備箇所を含む全要望箇所の早期実施に向けて取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 21番、山根議員。

○21番（山根 祐二君） 御答弁ありがとうございます。

平成27年からの数字を、今、答弁していただきました。受理したもののうち、未整備のものは交通安全対策施設整備では9件、市道維持補修事業では26件、また市道維持補修事業の中では、それよりさらに前から未整備のものが20件あるとのことでありました。この未整備、未着手なものについては、その工事費が大きいものなど御説明もありましたけれども、この平成27年からの今、数字をいただきましたけれども、それより前もあるとのことでしたが、最も前に陳情いただいて受理しているものは、平成何年からのものがございましてでしょうか。その辺のところ、お願いいたします。

○議長（松村 学君） 暫時休憩します。

午後1時52分 休憩

午後 1 時 5 3 分 開議

○議長（松村 学君） 休憩を閉じて会議を再開します。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

ただいま答弁いたしましたものが平成 27 年からということでの数字を答弁いたしましたけれども、古いもの、今手持ちにはございませんが、そういう要望でも、なかなか現地を確認いたしましたして、規模の大きいものといいますか、問題が簡単に解決できないものというところもございます。それは結構古い要望でございます。ちょっとそれが何年前かというところについては、今手持ちにはございません。申しわけございません。

○議長（松村 学君） 21 番、山根議員。

○21 番（山根 祐二君） お聞きしたのは、古くに、前に陳情・要望いただいて、それが長い期間たっているというものについては、どういう対応をとっているのかということをお聞きしたいわけでございます。もし、後、その詳細というか、主なもので結構ですけども、古いものがわかりましたら、またお知らせいただきたいと思えます。

その古いものというのは、今の平成 27 年ではなくて、平成 24 年であったり、平成 25 年に受けたものが、その調査に日にちがかかるとか、費用が大きいとか、あるいは何回かに分けて工事をしているだとか、さまざまな理由があるとは思いますが、そういったものに対して、今度、そういう特に大きなものは仕方がないと思うんですけども、そうでもないようなもの、これでもやっぱり翌年、翌々年かかっているようなものもあるというふうに聞いております。

今後の対応ですけども、発注方法などを検討していくという、市長の御答弁の中にありましたけれども、発注方法を検討していくということは、ちょっと具体的といえますか、何かアバウト過ぎてよくわからないんですけども、その発注方法の検討というのは例えばどんなことがあるかと、どういう方法を考えられるかということをお話しいただきたいと思えます。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

先ほどの古いものというところで、13 年前というところのものもございました。

発注方法の検討ということでございますが、今これといって確定したというところはまだございませんが、工種も多岐にわたりますので、今までの考え方で、例えばガードレールとか、安全施設であるとか側溝であるとか、そういったものを基本的には分けて工事発注を、工事の設計をしてというところが、今までの一般的なやり方でありましたが、例え

ばですが、工事のエリアを重点的に考えて、そういったもの、垣根を飛び越えてやるであるとか、ちょっと今の思いつきでございますが、そういったことも当然、検討に値するのかなというふうには考えております。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） ちょっと補足をいたしますと、例えば延長区間が2キロなら、2キロあるとします。それを、今まででしたら、3カ年にまたがって工事をしていく、区切って分けて。それを一気にいってしまえば、その地域の方々の利便性も高まりますし、そこにかかる基本的な管理経費とか、いろんなものは分散しないで済みますので、これも本当に大ざっぱな表現ですが、3回に分けてやれば3,000万円かかる仕事が、一挙にいってしまえば2,500万円、2,600万円で済む可能性もあると。

そのかわり弊害もございます。これにかかっていくばっかしに、ほかにちょっとずつでもいってあげられるところが、待っていただくということにもなりますので、弊害も合わせて生じてくるわけではございますけども、そのようなことをすれば、乏しい予算の中を有効に活用していくことができるんじゃないかというようなことも、多分、部長は言おうとしていたことではないかと思っております。

補足いたしました。

○議長（松村 学君） 21番、山根議員。

○21番（山根 祐二君） ありがとうございます。

何年前と言われましたか、かなり前の、13年前のものがあるということで、それがどういう事業かと。予算がどのくらいで、何でそんな前からできてないんだというお話までございませんでしたけれども、そういったこともちょっと部長も把握されて、どういうふうに改善していくかということを検討していただきたいなというふうに思っております。

交通安全対策施設整備事業というのが、大体7,800万円から8,000万円、年度ごとにかかっております。また、市道維持補修事業というのは1億5,000万円程度、毎年かかっておりまして、毎回同じような予算で前後して、推移しておりますけれども。13年も前になりますと、もう陳情された方は忘れている、あるいはできないんじゃないかというふうに思っていらっしゃると思います。

1つ、私もいろんなこと要望して気がついたんですけども、9月の終わりごろから10月ごろ要望して、先日はカーブミラーのお話だったんですけども、そうすると予算編成時期が過ぎたというようなお話もございました。この予算編成時期の前と後に陳情を受けた場合、その道路課の対応としてはどのようになるのでしょうか。要望の時期と予算編成時期との関係について教えてください。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

予算編成時期より前に要望していただくと、翌年、基本は翌年ということで実施できるのかなというところはございます。ただし、それこそ現地をちゃんと検証いたしまして、緊急度が高いと、もうこれ置いておくと、いろんな議員おっしゃられましたように、大事故に発展するようなものについては、その辺は予算の範囲内で臨機応変に対応するというこも、現実的にはいたしております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 21番、山根議員。

○21番（山根 祐二君） 年度は、新年度4月から始まりまして、9月で半年で、予算編成、その時期ぐらいからされるわけですけども、そうすると10月ぐらい、あるいは9月の終わりから10月ぐらいに市民から要望を受けまして、カーブミラー、つけてほしいんだがと。市から調査に行っていたいて、じゃあつけましょうと。ここは確かに必要だということになります。それ実施はいつになりますかと、来年度4月以降ではなくて、再来年の4月以降というお話をするようになります。

この要望したほうは、その年度はまだ半年残っているわけです。その半年残っている時期で、本年の予算編成時期は過ぎてますので、翌々年になりますと。そこで、予算内であれば対応できますというお話をするようになります。これが、やはりさっきの発注時期なんかに関係すると思いますので、その発注方法を考えてやっていただきたいなというふうに思っております。

予算に例えば余裕があって、その翌々年にやるべきものが、翌々年ではなくて依頼を受けた翌年に補正予算で対応するということはあり得ますか。いかがでしょう。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

補正予算での対応というところにつきましては、実績としてはございません。ただし、議員がおっしゃられたカーブミラー等につきましては、現実的には翌々年度に本来やるしかないなというところも、カーブミラーの予算については結構翌年度で対応できるといった実績はございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 21番、山根議員。

○21番（山根 祐二君） 翌々年度じゃ遅いから、翌年の補正予算で対応できないかというお話をしたわけでございますけども、翌々年だったら初めの話と同じですから、やっ

ばりお待たせするということになると思います。

いろんな予算の事情で、そういった場合でも、翌々年になる場合でも、実情に合わせて、その緊急度というものをしっかり調査していただいて、本当に必要なものであれば、そういうやり方にこだわらずに実施していただきたいというふうに思います。

そういう要望から着手まで、要望した時期によったり、費用の関係だったり、相当の時間を要することも、これはやむを得ない事情もあるとは思いますが、しかし、受理した後、ここにはできますよというお話をした後、それに着手して完了するまでは、その関係者は首を長くして待っておられることと思います。

ですから、実施がいつごろになるのか、その時期や理由をお伝えすることはできないでしょうか。平成27年に先輩議員の質問の際に、要望書が受理されて2年をめぐりに中間報告をしてあげるぐらいのルールがあってもいいのではないのかという質問をした際に、執行部は2年にかかわらず、次の年に実施できない場合は報告をしたいと答弁しています。その答弁があって、しているのかどうかと、またする気があるのかとか、この辺のところの実際の対応はいかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 27年の9月議会において、今の質問をされて、28年度、29年度と年度が変わりまして、要望が出ておりますが、今年度はできませんというところの回答は28年、29年とやっております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 21番、山根議員。

○21番（山根 祐二君） やはり関係者というのは、すぐできると思う人もいらっしゃいますし、もう忘れられているんじゃないかなど。担当者も変わったし、課長も部長も変わったしという御心配もされる場合もありますので、そのシステムとしてそういうものをつくり上げて、的確にその理由ということをお知らせするということが必要ではないかと思えます。

その場合には、親切丁寧な中間報告が関係者に確実に届きますよう、よろしく対応をお願いしたいと思います。

以上で、この項目は終わります。

次に、期日前投票について質問いたします。

私は、1年前の平成28年12月議会におきまして、期日前投票について質問をいたしました。これはその前月11月に防府市議会選挙が行われ、市民の方から期日前投票の混雑についてお叱りを受けたことによるものでした。このときの答弁では、混雑の原因は、

期日前投票最終日に1日当たりの投票者が過去最高になったこと、1会場のみだが、ほかに適当な場所がないこと。そして今後の対応としては、高齢者に対する待合場所の検討を図りたい、宣誓書への事前の記入について徹底を促したい。また、次回の市議会選挙までに、投票管理システムを導入したいとのことであります。

ところで、先の10月22日に急遽行われました、第48回衆議院選挙におきまして、期日前投票した人数は過去最高となり、投票日当日は台風21号の影響が予想され、本市だけではなく全国的に、特に投票日前日の土曜日は期日前投票所が大混雑したところが多くありました。

本市の期日前投票所は市内1カ所のみということもあり、連日時間帯により混雑し、特に土曜日には想像を絶する大混雑となり、期日前投票の部屋から2階、1階、屋外まで蛇行した長蛇の列となりました。駐車場も足りず帰った人、長時間の待機に疲れ果てた人など、市民に対して大変な御迷惑をおかけする事態となりました。

投票管理システムをいずれ導入する。これは前回の答弁でいただきまして、その予定でございますが、それまでも選挙が実施されます。そこで、質問をいたします。入場券はがき裏面に宣誓書記入欄がありますが、未記入で来場の方も多く、混雑の原因の一つであると考えます。記入場所の確保や事前の周知が必要ですが、今後の対応はどのように考えますか。

2番目、平成28年12月議会の質問への答弁で、今後、投票管理システムの導入を考えており、他市の調査をすとのことであつたが、システム導入までにある選挙への対応について、どのように取り組むお考えでしょうか。

3番目、投票管理システム導入についての、現時点での計画を伺います。

以上、御答弁をお願いいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（賀谷 一郎君） それでは、期日前投票についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の、入場券はがき裏面の宣誓書記入の件につきましては、議員御指摘のとおり、未記入での来場者が、今回の衆議院選挙でもかなりございまして、混雑の一因となつたと考えております。今回は、お待ちいただいている間に、職員が記入の呼びかけ等を行いましたが、対応が十分であつたとは言えないと思っております。

入場券はがきの表示内容を工夫したり、市広報や選挙公報車等での呼びかけを追加する等も検討したいと考えております。また、未記入の方への対策といたしまして、期日前投

票者が増加する土日につきましては、1階ロビー等に記載台を設置する等の対応を検討したいと考えております。

次に、2点目の投票管理システムの導入までにある選挙への対応でございますが、現在、市役所4号館2階会議室を期日前投票所として使用しておるところでございますが、来年の2月に予定されております山口県知事選挙では、市民税の申告時期に重なるということで、こちらが使用できません。このため、同じ4号館の3階会議室を使用する予定でございますが、この3階につきましては、会議室が2階に比べ面積が広く、窓口業務を行っている部署も少のうございます。

それと、通路幅も広がっておりますので、混雑をいくらかでも緩和できるのではと考えております。

しかしながら、3階が会場になりますと上り下りはエレベーターを使用させていただくことが問題になってまいりますので、その対策として案内人等も必要になります。体制を整えて望みたいと考えております。

また、高齢者や体の御不自由な方につきましては、立ったまま長時間並んでいただくことのないように、待機場所を設置しまして、2種類の番号札を本人と同伴者の方にお渡しし、同伴者の方の順番が来るまで座ってお待ちいただくような方法等も検討したいと考えております。

なお、他市への調査の件についてでございますが、今年度は宇部市長選挙と山口市長選挙の視察を行う予定にしておりましたところ、宇部市長選挙につきましては無投票となり、選挙が実施されませんでした。山口市長選挙につきましても、衆議院議員選挙が直前に実施されたため、視察を差し控えさせていただきました。今後も他市への視察を含め、情報を収集し、対応を考えていきたいと思っております。

最後の3点目の投票管理システム導入についての現時点での計画でございますが、現在、本市の住民記録等を扱う電算システムの導入につきまして、他市との共同化、いわゆる自治体クラウドによる方法が検討されております。期日前投票に対応する投票管理システムについても、住民記録等との連携が不可欠でございますので、今後の維持管理等についても効果が期待できるということで、システムの導入時期につきましては、自治体クラウドの状況にあわせて対応する予定でございます。

したがって、昨年の一般質問で御答弁申し上げました、次の参議院議員選挙での導入は難しくなるのではないかと考えておりますが、その後の市議会議員選挙時までにはシステムを導入しまして、あわせて期日前投票所の増設も同時に実施したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 21番、山根議員。

○21番（山根 祐二君） 御答弁ありがとうございます。

次の知事選挙、2018年2月でございますが、このときにはその場所が広くて、廊下も長い、2階が使えないということで3階で行うという理由を述べられて、そこでやるということを言われまして、1階ロビーに期日前——宣誓書の記入台を設けるということは、これは大変賛成でございます。今回の選挙でもいただいたお声の中には、ちゃんと期日前投票の宣誓書を書いてきたのに、書いてない人が前にいらっしゃれば、その人が手続をするまで並んで待つておくということもおっしゃってございました。1階でそれを記入すれば、書いた人から上がってもらえれば、そういうことはなくなるかと思えます。

また、待っている方の待機場所が必要なほど混雑した場合には、やはり待機場所が、今度3階であればそれが確保できるというお話でございましたので、1歩進んだ対応になるのかと思えます。

先ほど、投票システム導入は2020年11月の市議会選挙には複数会場を設置できる予定であるというふうにおっしゃいましたが、そうすると知事選挙と来年の5月の市長選挙、19年の4月の県議会選挙、それから同年7月の参議院議員選挙、この4回の選挙の期日前投票は、4号館3階でやる予定だと。こういった理解でよろしいでしょうか。

○議長（松村 学君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（賀谷 一郎君） この2月の県知事では、当然3階で行います。その状況を見まして、これでできるという判断がつかましたら、そこで引き続きやろうと思っております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 21番、山根議員。

○21番（山根 祐二君） そこではちょっと無理だな、できないということになったらどうされますか。

○議長（松村 学君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（賀谷 一郎君） それは考えておりませんが、（笑声）それしかないと思っておりますので、それで万全を尽くしたいというふうに考えております。

○議長（松村 学君） 21番、山根議員。

○21番（山根 祐二君） 期日前投票日の今回、最終日は駐車場も非常に混雑したと聞いておりますけれども、駐車場についての状況はどうであって、最終日あたりでいいんですけれども、状況はどうで対応はどのようにされたか、その辺のところを教えてください。

○議長（松村 学君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（賀谷 一郎君） 駐車場につきましては、この間の最後の土曜日の期日前投票のときには、来客用駐車場がいっぱいになりました。ということで、急遽職員駐車場や議員の方の駐車場まで回して、急遽職員を配置して回したという状況でございます。

今後につきましても、そういう状況がないとも限りませんので、状況を監視しまして、早目にほかの駐車場へ案内できるくらいのもりでやろうと思っております。

それと、土日に選挙に関係のない車両がとまっている場合もございますので、期日前投票がありますので、御遠慮くださいぐらいの札は立てようとは思っております。

それと、これはまだ検討段階であります。総務課とのほうでお話があったんですが、期日前投票の期間、特に終わりの期間でございますが、外部の方が来られるような会議、庁内で行われる会議はできるだけ控えていただいて、庁外でやるか別の時期にお願いするかということで、できるだけ駐車場を確保するというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 21番、山根議員。

○21番（山根 祐二君） 先ほど、期日前投票所を4号館3階会議室とするということでしたが、言われたようにエレベーターは1台しかない小さいエレベーターでございまして、エレベーターの待ち時間が長くなり、そこが混雑するというのは当然予想されます。高齢者等の方も無理して階段で上がられる方も多くなると思います。3階が投票所なら、期日前投票には行かないという人も出てくると考えます。これでは、市民側に立った対応とは言えないのではないのでしょうか。

そこで提案ですが、議会棟1階ロビーを期日前投票所とすることはどうでしょうか。十分な広さがあり、待機場所も準備できるのではないのでしょうか。システム導入までの4回の選挙の期日前投票所としていかがでしょうか。御所見をお伺いします。

○議長（松村 学君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（賀谷 一郎君） その全日程をこちらでやるということでございますか。（「そうです」と呼ぶ者あり）最終日、その前の日ぐらいは混雑するからというのもございますが、どうしても駐車場から遠いという、前の来客用駐車場が遠いということと、中でどういうふうになるかわかりませんが、とぐるを巻くようにぐるぐる回ってもらうようになる可能性があると思われませんが、検討はしたいと思っております。検討させてください。

○議長（松村 学君） 21番、山根議員。

○21番（山根 祐二君） 一つ、駐車場の話が出ましたのでお伺いしたいんですけども、市役所本庁の職員駐車場の位置と駐車台数はどのようになっているのか教えてください。それと、毎週実施している職員さんのノーマイカーデーの状況はどのようになっているか、教えてください。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） 駐車場の御質問でございましたので、お答えいたします。

まず、職員駐車場ですが、この議会棟の裏側に約150台用意しております。それから、4号館の裏、ちょっと川のへりですけど、基盤詰めになりますが、こちらのほうに76台分あります。この南側の高台で、国の合同庁舎の前の高台でございまして、こちらのほうに124台分の駐車場を用意しています。

ノーマイカーデーですが、このまず駐車場は、実は往復、原則6キロ以上の通勤距離のある職員が抽選で当たるということで、駐車場をお借りしておりますので、実際ノーマイカーデーのときには、約30台から50台くらいがあくという形になると思います。ただ、どうしても交通の便の悪い職員とか、あるいは遠距離通勤の者が多いので、あんまりノーマイカーデーの爆発的な効果というのは、ちょっと期待できていないような状況でございます。

以上です。

○議長（松村 学君） 21番、山根議員。

○21番（山根 祐二君） ありがとうございます。

ノーマイカーデーのときには、30台から50台、職員さんの方で協力していただける方もいらっしゃるということでございました。

たくさん、この議会棟の前後には東、西にはとめられるスペースはあるわけですが、4号館の東側にも駐車場はありまして、駐車場は連日混雑するとは考えにくいので、やはり集中する日というのが混雑するのではないかと思います。

議会棟に市の職員駐車場の一部と、議員の駐車場を期日前投票所駐車場として、その期間中使ってもらおうということも、一つの案として考えられるのではないかと思います。

いつも、同じ職員さんじゃなくても、分けて30台前後をあけてもらうという程度であれば可能ではないかと思います。議会棟利用ということも、ちょっと先ほど局長、検討するというのでございましたので、ぜひ、皆さんの知恵を結集して検討していただきたいと思っております。

いろいろ今回、それから前回の市議会選挙でもいろいろお叱りを受けまして、ヒアリングも行いまして、その執行部の御意見を伺っておりますと、どこかほかに場所はないのか

ということでお伺いしますと、現市庁舎ではほかに適当な場所がないと、変えるのは難しいと。長く列に並んで待たれる方に、高齢者の方々に椅子を出してはどうかと、座る場所もないと。こういったお声に対しては、実際に狭い場所で椅子を出すと列が乱れてしまうと。そういうことも聞かれました。有権者名簿を1カ所に置くので、ほかの場所で期日前投票をするのは困難だと。投票システム導入には費用がかかると、こういったいろいろな理由を教えてくださいました。

しかしながら、行政側の都合であるわけです。私も市民に説明していて、それ、そっちの理由じゃないかということをおっしゃいました。そっちの都合じゃないかと。やっぱり市役所側に立つのではなく、市民側に立って考える必要があるのではないかと思います。

今後、システム導入までの4回の期日前投票は改善しないのかと、市役所は知恵を出さないのかと、工夫もしないのかと。しっかり知恵を出して、市民の利便性を向上させていくべきであると考えます。次回選挙も、それが次回選挙、知事選はそんなに混雑しないかもしれないけれども、4回あるわけで、その中の選挙で今まで同様に混雑や不便さを市民が感じるならば、行政に対する市民の信頼、これは失われてしまうのではないかと。

まず1回、3階でやってみるといふ御答弁でございましたけれども、やるのであれば早くやって、期日前投票は今後、システム導入まではこういう形で行いますと。場所はここです、駐車場はこうです、このようになりますと。周知する場合にも、アナウンスする場合にも4号館3階ですよというよりも、議会棟御案内しますと、わかりやすい表示をしていきますということで、その中でしっかり宣誓書には事前に記入していただきたいと、スムーズな期日前投票を行っていききたいと、我々も考えておりますということをおっしゃって、しっかり周知して望んでいただきたいなというふうにお考えです。

以上で、質問を終わります。

○議長（松村 学君） 以上で、21番、山根議員の質問を終わります。

○議長（松村 学君） これをもちまして、通告にありました一般質問は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は12月22日午前10時から開会いたします。その間、各常任委員会におかれましては、よろしく御審査のほどお願いいたします。

なお、お疲れのところ大変申しわけございませんが、直ちに議会運営委員会を開催いたしますので、関係の方々は第1委員会室に御参集ください。

お疲れさまでした。

午後 2 時 2 6 分 散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 9 年 1 2 月 8 日

防府市議会議長 松 村 学

防府市議会議員 安 村 政 治

防府市議会議員 高 砂 朋 子

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年12月8日

防府市議会議長

防府市議会議員

防府市議会議員